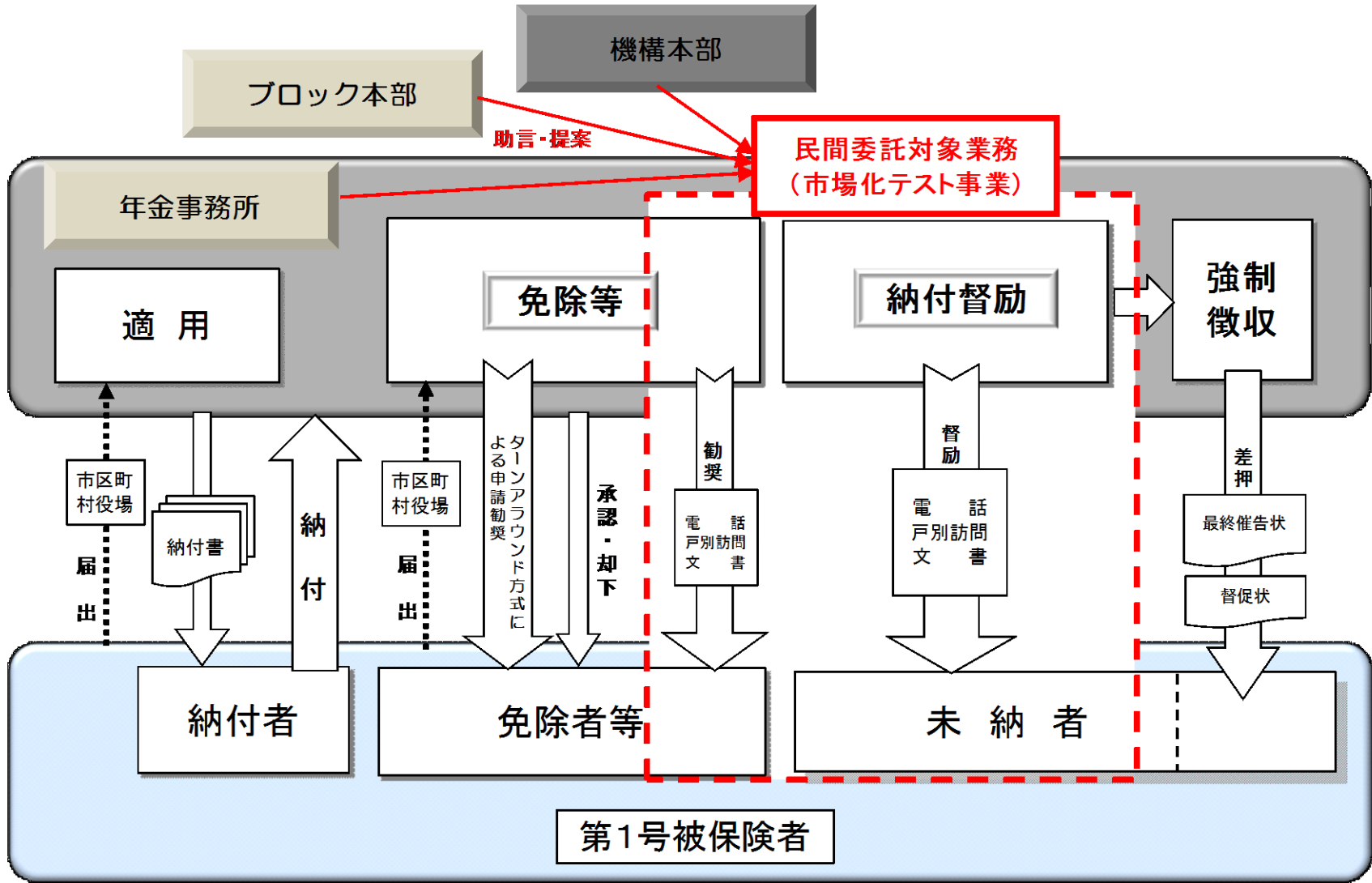


## 国民年金の適用・徴収業務について

1. 国民年金事業の概要図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 国民年金保険料収納対策に係る行動計画における取組・・・・・・・・ 3
3. 国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況・・・・・・・・ 5
4. 平成22年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について  
（平成23年7月13日報道発表資料 資料1・資料2）・・・・・・・ 7
5. 平成22年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について  
〈平成22年度の取組実績〉  
（平成23年7月13日報道発表資料 資料3-1）・・・・・・・ 31
6. 平成22年度の国民年金の加入・保険料納付状況  
（平成23年7月13日報道発表資料 資料3-2）・・・・・・・ 43

平成23年7月26日  
厚生労働省年金局・日本年金機構

# 国民年金事業の概要図

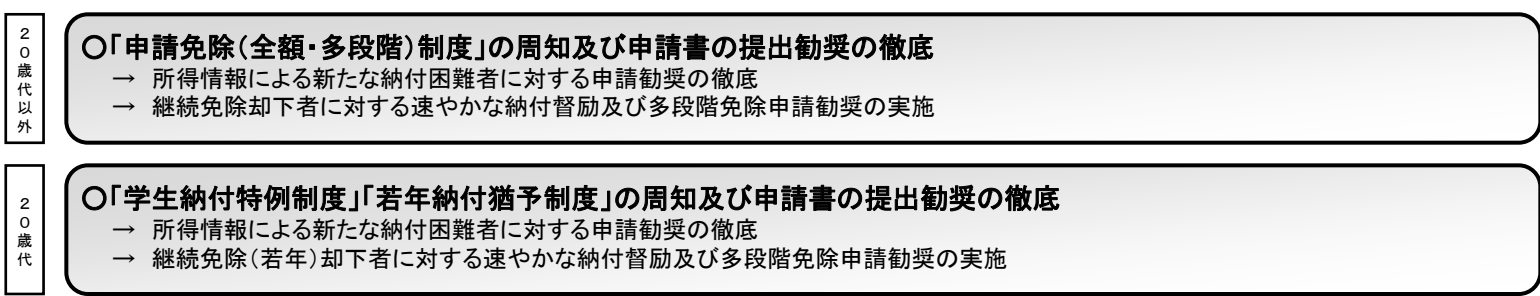
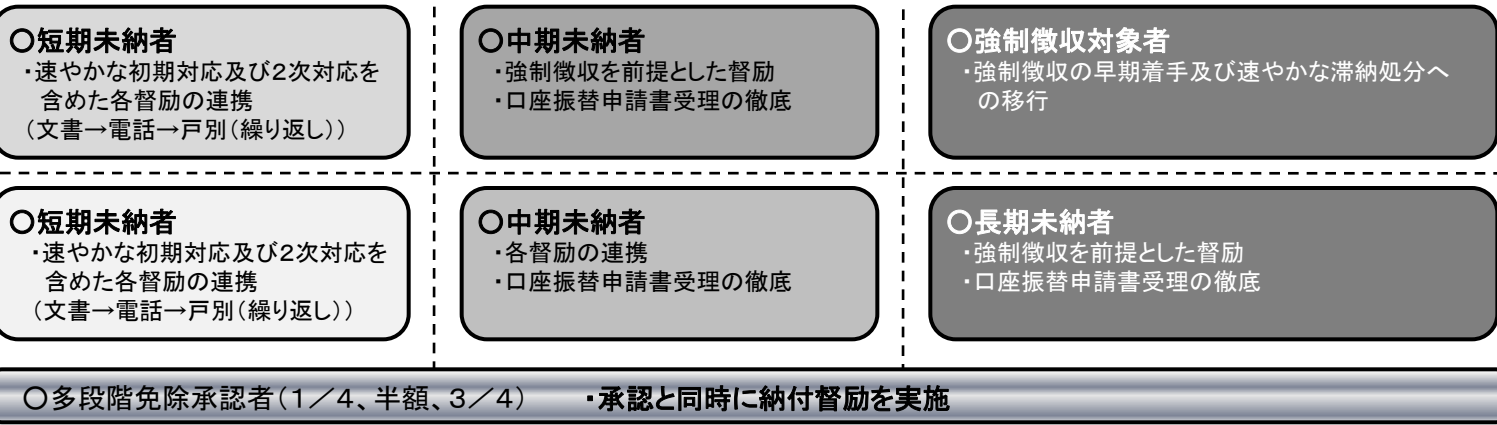


# 国民年金保険料収納対策に係る行動計画における取組

- 所得情報を基に、未納者を強制徴収対象、納付督促対象、免除等申請勧奨対象に区分し、さらに未納月数毎に細分化し、各区分の未納者属性に応じた督促・勧奨方法、スケジュール及び担当者を明確にして督促等を実施。
- また、納付月数の増加目標と免除等申請受理目標をそれぞれ設定し、取組を展開。  
(概念図参照)

## 納付率の向上及び未納者数減少への取組（概念図）

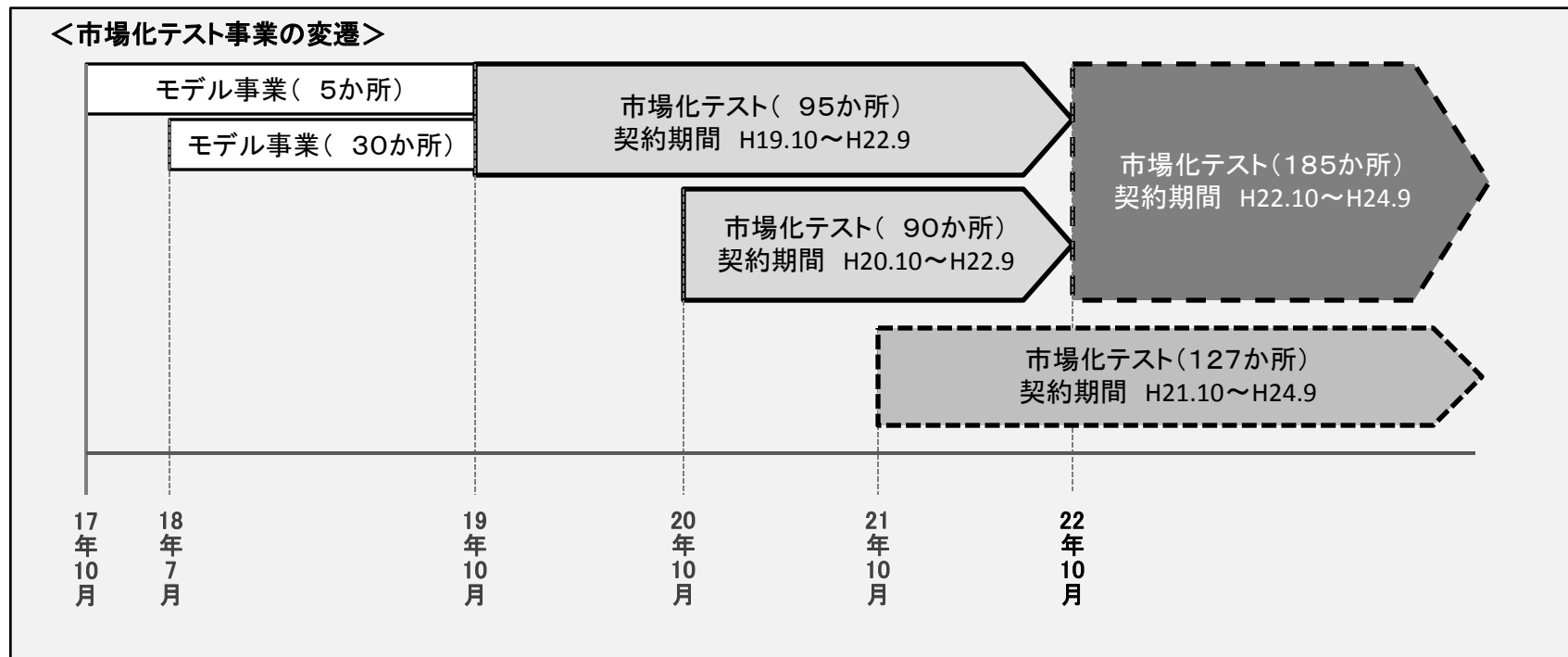
所得層、未納期間、年齢、督促事蹟等の属性別に未納者数を把握



未納月数	1 ~ 6	7 ~ 12	13 ~ 24
------	-------	--------	---------

## 国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況

- 国民年金保険料の収納事業のうち、強制徴収や免除等申請勧奨を除く納付督促業務等を包括的に民間委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用する「市場化テストモデル事業」として、平成17年10月から5か所の社会保険事務所を対象に実施。なお、受託事業者に対しては、事業目標としての「要求水準」を設定している。
- 平成18年7月からは、30か所の社会保険事務所を追加して「市場化テストモデル事業」を実施。
- 平成19年10月からは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく事業として、95か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- 平成20年10月からは、90か所の社会保険事務所を追加して、合計185か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- 平成21年10月からは、127か所の社会保険事務所を追加して、全312社会保険事務所で実施。免除勧奨業務を追加した。
- 平成22年10月から、平成19年および平成20年事業の契約更改に伴い、免除勧奨業務を追加して185か所の年金事務所で実施。



## 平成22年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

## 国民年金保険料の納付状況

- 平成22年度の納付率（現年度分）は59.3%で、前年度と比べれば△0.7ポイントである。
- 低下幅は、前年度と比べ縮小している。（△2.1ポイント⇒△0.7ポイント）
- 年金事務所ごとの納付率（現年度分）を見ると、60事務所で前年度より上昇している。  
（平成21年度は全ての年金事務所（312カ所）で低下）
- 納付率低下の要因としては、納付率の高い高年齢者の割合が低下したこと、市場化テストにおける対策が十分な効果を上げられなかったこと、などが考えられる。

## ①平成22年度の現年度分（平成22年4月分～平成23年3月分）の納付率

59.3%（対前年度比△0.7ポイント）

納付対象月数 16,679万月（対前年度比△3.6%）

納付月数 9,893万月（対前年度比△4.7%）

## ②過年度分（平成20年度分）の納付率 66.8%

（平成20年度末と比較して+4.8ポイント）

（平成21年度末と比較して+1.8ポイント）

## 過年度分（平成21年度分）の納付率 63.2%

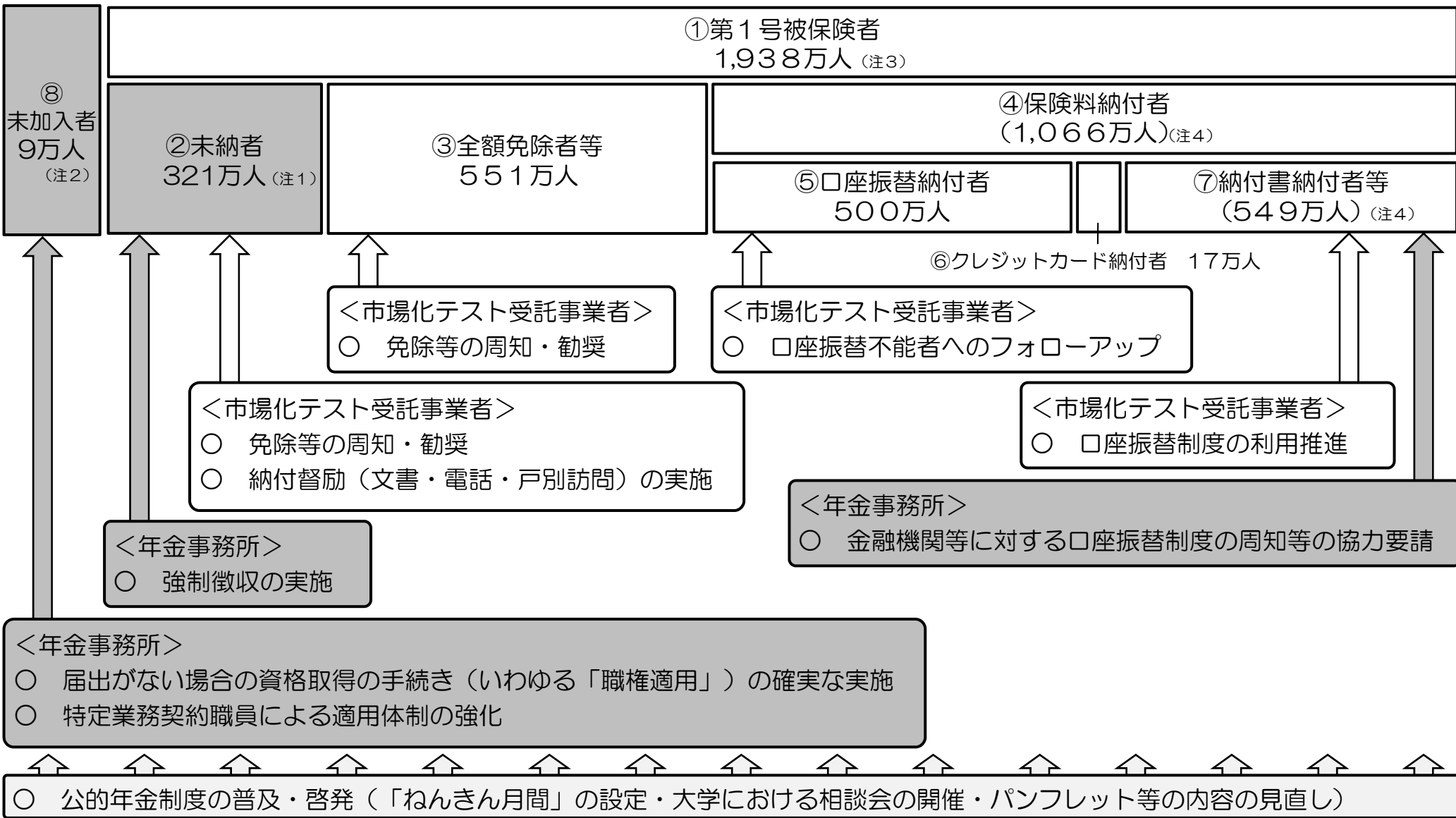
（平成21年度末と比較して+3.3ポイント）

## 納付率低下の要因

- 年齢構成の変化により、他の世代に比べて納付率の高い高年齢者（55～59歳）が第1号被保険者全体に占める割合が低下したこと。
- 市場化テストについて、「戸別訪問による納付督促の重視」、「事業の質を重視した入札方法への変更」、「受託事業者との連携の強化」を行ったが、いずれも年度途中からの取組となったため、十分な効果を上げられなかったこと。
- 東日本大震災の発生以降、被災地における納付督促・強制徴収を停止したこと。また、市場化テスト業者のコールセンターも被災しており電話による納付督促業務が停滞したこと。

# 被保険者属性ごとの取組について

(平成23年3月末現在)



注1: 未納者とは、24か月(平成21年4月~平成23年3月)の保険料が未納となっている者。  
注2: 平成16年度までの結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしている。  
注3: 第1号被保険者には、任意加入被保険者(34万人)が含まれている。  
注4: 保険料納付者の人数は、①から②及び③を単純に差し引いて算出したもの。納付書納付者等の人数は、④から⑤及び⑥を単純に差し引いて算出したもの。

## 平成22年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

### 【 目 次 】

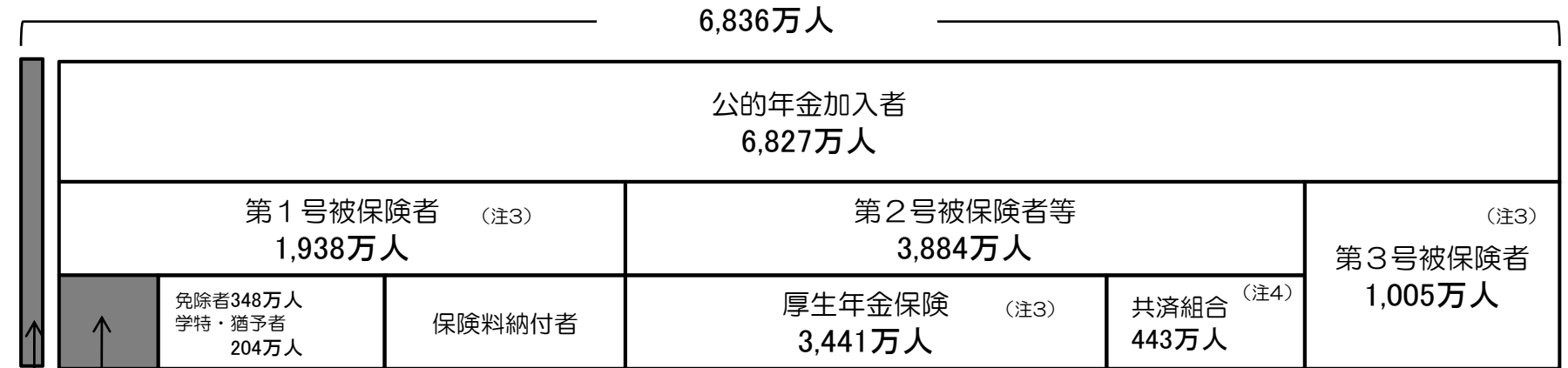
1. 平成22年度の納付状況等について
  - (1) 公的年金制度全体の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (2) 国民年金保険料の納付状況・・・・・・・・・・・・ 3
  
2. 納付率低下の要因等について
  - (1) 納付率低下の要因・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (2) 納付率低下の背景と考えられる構造的な課題・・・・・・・・ 9
  
3. 平成22年度における収納対策の取組状況について・・・・・・・・ 15
  
4. 平成23年度の収納対策について・・・・・・・・・・・・ 18

# 1 平成22年度の納付状況等について

## (1) 公的年金制度全体の状況

- 公的年金加入対象者全体でみると、約95%の者が保険料を納付（免除及び納付猶予を含む。）。
- 未納者（注1）は約321万人、未加入者（注2）は約9万人。（公的年金加入対象者の約5%）

《公的年金加入者の状況（平成22年度末）》



未納者 321万人 (注1)  
未加入者 9万人 (注2) } 330万人

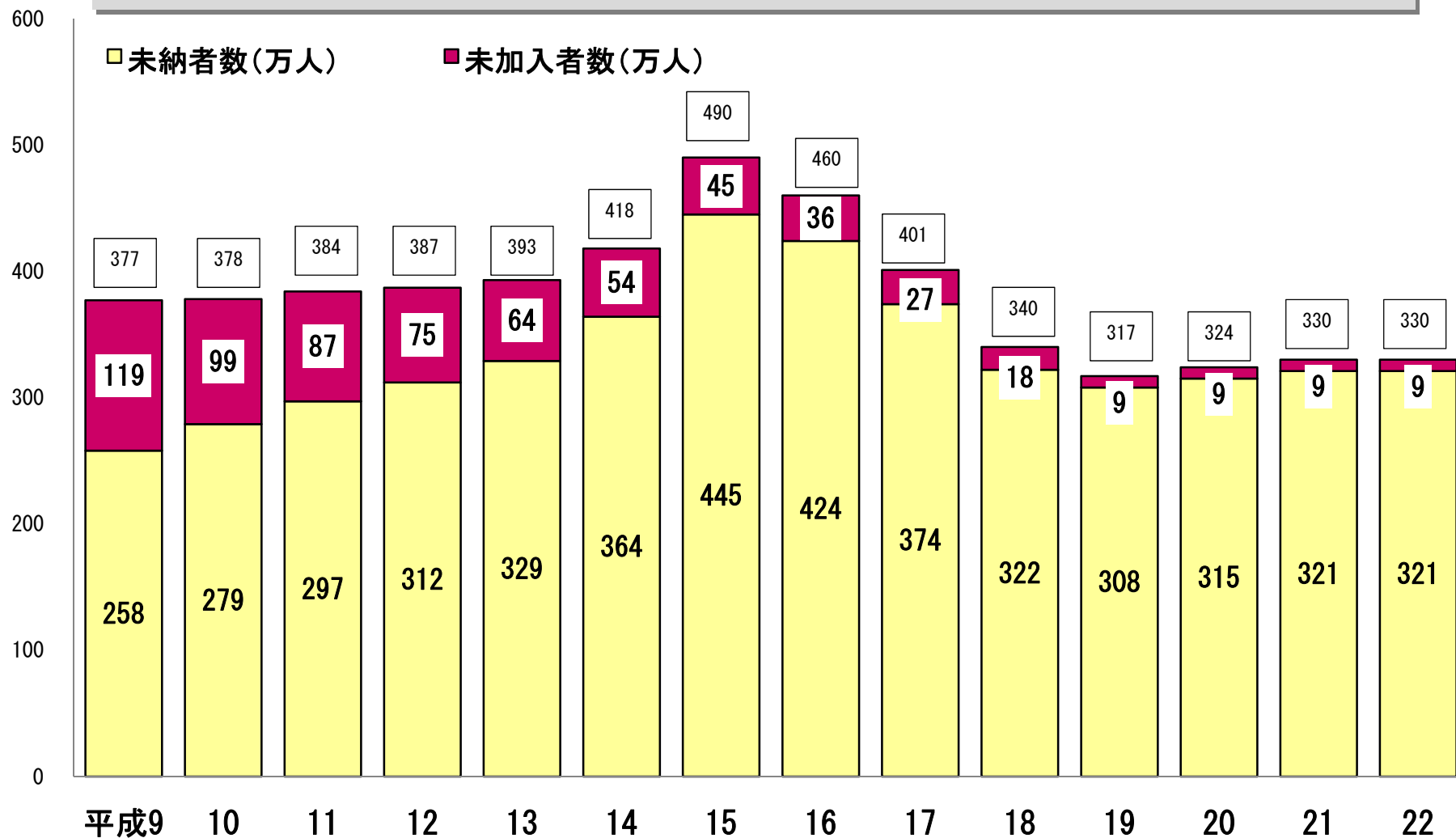
- 注1) 未納者とは、24か月（平成21年4月～23年3月）の保険料が未納となっている者。  
 2) 従来は公的年金加入状況等調査の結果を踏まえた数値を掲記していたが、平成19年度に調査を実施しなかったため、平成16年度までの結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしている。  
 3) 平成23年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者（34万人）が含まれている。  
 4) 平成22年3月末現在。  
 5) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。



(参考)

## 公的年金制度における未加入者・未納者数の推移

(20歳到達者に対する届出がない場合の手帳送付による資格取得の手続き(いわゆる「職権適用」)が完全実施された平成9年度以降の推移)



注) 未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。

注) 平成17年度の未納者数は、不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注) 平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線形按分したものである。

なお、平成20年度以降の未加入者数は、平成19年度の数値を仮置きしている。

## (2) 国民年金保険料の納付状況

### 平成22年度の国民年金保険料の納付率等について

① 平成22年度の現年度納付率は、  
**59.3%**

(対前年度比△0.7ポイント)

② 平成20年度の最終納付率は、**66.8%**

(平成20年度末と比較して+4.8ポイント)

(平成22年度末時点)

#### 納付率の推移

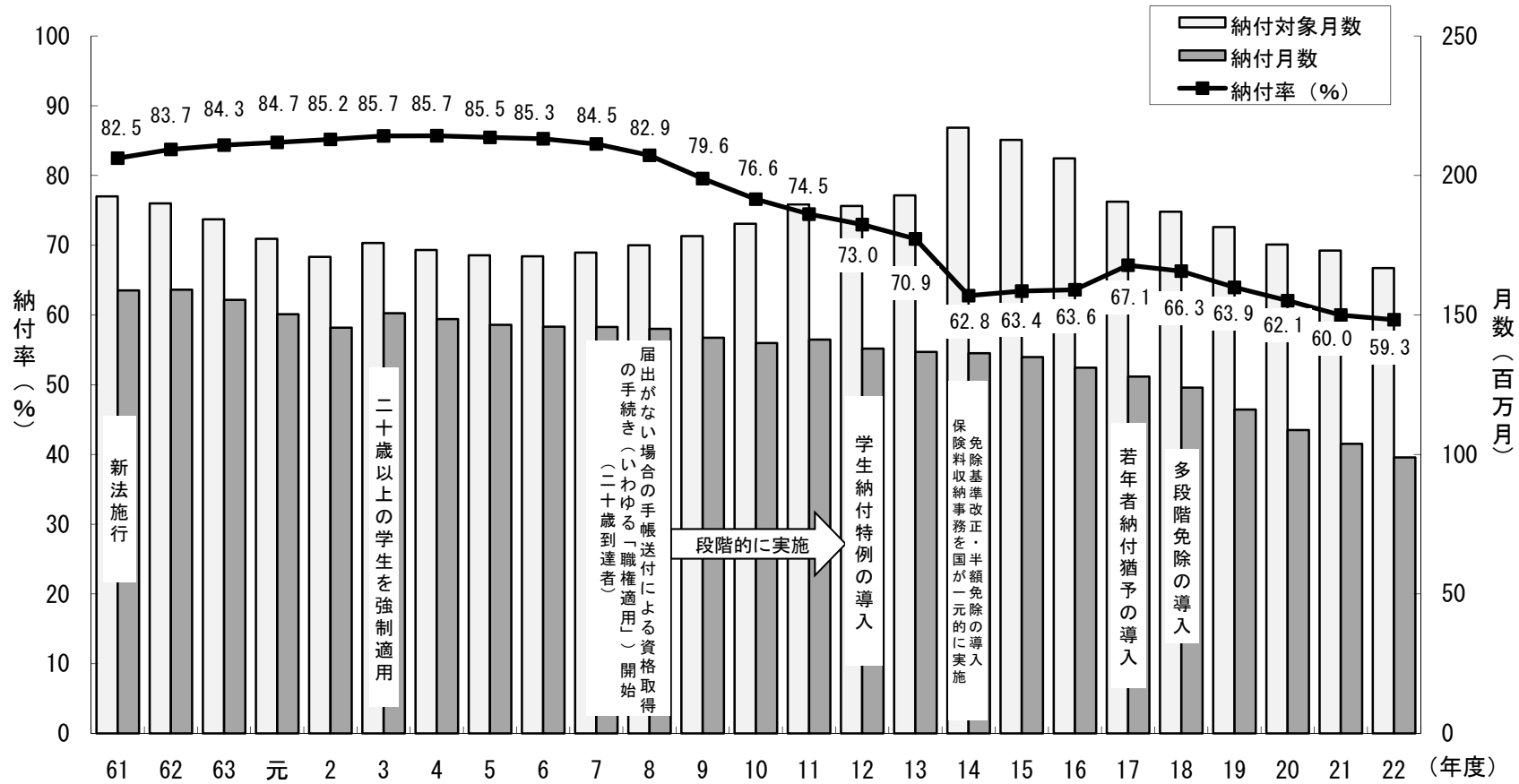
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
17年度分 保険料	67.1%	70.7%	72.4%			
18年度分 保険料		66.3%	69.0%	70.8%		
19年度分 保険料			63.9%	66.7%	68.6%	
20年度分 保険料				62.1%	65.0%	66.8%
21年度分 保険料					60.0%	63.2%
22年度分 保険料						59.3%

$$\text{※ 現年度納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

※ 最終納付率は、20年度の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

# 納付率、納付対象月数及び納付月数の推移(現年度分)



## ① 納付率の状況

○平成22年度の現年度分（平成22年4月分～平成23年3月分）の納付率は、59.3%（対前年度比△0.7ポイント）。

	納付月数	納付対象月数	納付率
平成21年度 (対前年度比)	10,381万月 (△4.5%)	17,308万月 (△1.2%)	60.0% (△2.1ポイント)
平成22年度 (対前年度比)	9,893万月 (△4.7%)	16,679万月 (△3.6%)	59.3% (△0.7ポイント)

- ・低下幅は、前年度と比べ縮小している。（△2.1ポイント⇒△0.7ポイント）
- ・年金事務所ごとの納付率を見ると、60事務所の前年度より上昇している。
- ・都道府県ごとの納付率を見ると、2県で前年度より上昇している。  
（平成21年度は、全ての年金事務所（312カ所）、全ての都道府県で低下）

○過年度分（平成20年度分）の納付率は、平成20年度末から4.8ポイント、平成21年度末から1.8ポイントの伸び。

○過年度分（平成21年度分）の納付率は、平成21年度末から3.3ポイントの伸び。

	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
平成20年度分 (対前年度末伸び)	62.1%	65.0% (+2.9ポイント)	66.8% (+4.8ポイント)
平成21年度分 (対前年度末伸び)	—	60.0%	63.2% (+3.3ポイント)

## ② 日本年金機構の中期計画及び平成22年度の年度計画との関係

- 日本年金機構の中期計画では、
  - ・最終納付率については、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す
  - ・現年度納付率については、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させることを目標とする。具体的には、中期目標期間中のできるだけ早い時期に、平成21年度の納付実績を上回り、その後、更なる改善を目指すとしている。
- また、平成22年度の年度計画では、
  - ・平成20年度分の最終納付率は、平成20年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保すること。
  - ・平成21年度分の平成22年度末における納付率は、平成21年度の現年度納付率から2～3ポイント程度の伸び幅を確保すること。
  - ・現年度納付率については、前年度と同程度（60.0ポイント）の水準を確保すること。
 をそれぞれ目標とした。



- 平成20年度分の最終納付率は66.8%（平成20年度末と比較して4.8ポイントの伸び）となり、年度計画の目標を達成した。また、平成21年度分の平成22年度末における納付率は63.2%（平成21年度末と比較して3.3ポイントの伸び）となり、同様に年度計画の目標を達成した。
- 平成22年度の現年度納付率は59.3%（対前年度比△0.7ポイント）となり、年度計画の目標は達成できなかった。なお、年度初めに比べれば、対前年同月比のマイナス幅は、年度末に向けて徐々に縮小している。

平成22年								平成23年			
5月末 現在 (4月分)	6月末 現在 (4月分) ↓ (5月分)	7月末 現在 (4月分) ↓ (6月分)	8月末 現在 (4月分) ↓ (7月分)	9月末 現在 (4月分) ↓ (8月分)	10月末 現在 (4月分) ↓ (9月分)	11月末 現在 (4月分) ↓ (10月分)	12月末 現在 (4月分) ↓ (11月分)	1月末 現在 (4月分) ↓ (12月分)	2月末 現在 (4月分) ↓ (1月分)	3月末 現在 (4月分) ↓ (2月分)	4月末 現在 (4月分) ↓ (3月分)
51.5% (△1.1%)	54.1% (△1.5%)	55.2% (△1.7%)	55.1% (△1.6%)	55.4% (△1.5%)	56.0% (△1.6%)	56.7% (△1.3%)	57.5% (△1.2%)	57.9% (△1.0%)	58.2% (△0.8%)	58.7% (△0.8%)	59.3% (△0.7%)

(注) ( )内の数値は、対前年同月比である。

## 2 納付率低下の要因等について

### (1) 納付率低下の要因

#### ① 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 平成22年度末現在の第1号被保険者の年齢構成を平成21年度末現在と比較すると、55～59歳の全体に占める割合が0.7ポイント低下し、平均年齢は0.1歳若くなった。

年齢階級別の納付率は、年齢階級が上がるにつれて上昇していく傾向にあることがわかる(9ページ参照)。平成21年度に比べ平成22年度の第1号被保険者の年齢構成が若い方向にシフトしたことにより、平成22年度の現年度納付率に与えた影響は概ね△0.2ポイント程度と推計される。

#### <年齢階級別第1号被保険者数・割合>

<各年度末現在、単位：(上段)万人、(下段)%>

	第1号 被保険者	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60歳以上	平均年齢 (歳)
平成21年度	1,985 100.0	392 19.7	212 10.7	203 10.2	228 11.5	204 10.3	183 9.2	207 10.4	327 16.4	30 1.5	39.6
平成22年度	1,938 100.0	385 19.9	209 10.8	197 10.2	220 11.4	210 10.8	186 9.6	198 10.2	304 15.7	30 1.5	39.5

※注1：第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

※注2：被保険者数は抽出統計調査(抽出率1/100)による数値である。

## ② 市場化テスト事業の実績低迷

- 市場化テスト事業については、納付督促活動によって獲得すべき保険料（月数）の目標（要求水準及び最低水準）が達成できていない。（詳細は資料3-1を参照）

納付督促活動によって獲得した平成22年度の現年度保険料は、平成21年度に比べて約47万月減少（988万月→941万月）しており、このことが平成22年度の現年度納付率に与えた影響は概ね△0.3ポイント程度と推計される。

<納付実績が伸びなかった要因>

- 市場化テストの改善を図るため次のような措置を講じたが、いずれも年度途中からの取組となったため、十分な効果を上げられなかった。

ア 平成22年10月から委託を開始した事業については、①戸別訪問による納付督促の重視、②事業の質を重視した事業者を選択できるような入札方式への変更、③機構と受託事業者との情報交換や連携強化等の実施要項の変更を行った。

イ また、平成21年10月から委託を開始した事業については、平成22年8月に受託事業者から「競争の導入による公共サービスの改善に関する法律」に基づく業務改善計画を提出させ、受託事業者から2ヶ月に1回ヒアリングを実施して改善状況をフォローした。

## ③ 東日本大震災による納付督促の停止等

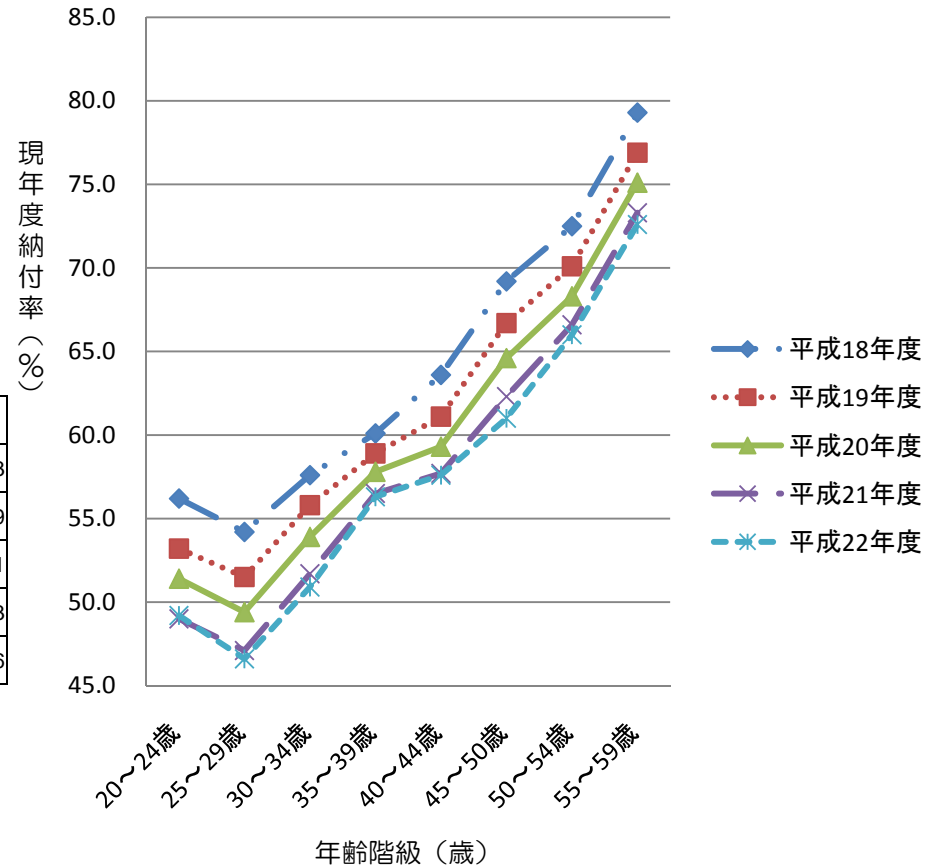
- 東日本大震災の発生以降、被災地（青森、岩手、宮城、福島、茨城の全域）においては、市場化テスト受託事業者による納付督促や強制徴収を全面的に停止した。また、仙台市にコールセンターを設置していた市場化テスト受託事業者（3社）については、コールセンターが被災し、被災地以外も含め電話納付督促が4月末まで出来なかった。これらのことが平成22年度の現年度納付率に与えた影響は概ね△0.1ポイント程度（上記②の「△0.3ポイント」の内数）と推計される。

## (2) 納付率低下の背景と考えられる構造的な課題

- 平成18年度から平成22年度までの年齢階級別現年度納付率は下記の表のとおりとなっており、年齢階級が上がるにつれて上昇していく傾向にあることには変わりはないが、各年度とも前年度と比較した場合、ほぼ全ての年齢階級において概ね現年度納付率は低下している。
- 国民年金被保険者実態調査の結果から、納付率低下の主な背景として、次のような構造的な課題が考えられる。
  - ① 第1号被保険者の就業状況
  - ② 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準
  - ③ 年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感

(単位: %)

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～50歳	50～54歳	55～59歳
平成18年度	56.2	54.2	57.6	60.1	63.6	69.2	72.5	79.3
平成19年度	53.2	51.5	55.8	58.9	61.1	66.7	70.1	76.9
平成20年度	51.4	49.4	53.9	57.8	59.3	64.6	68.3	75.1
平成21年度	49.0	47.1	51.7	56.5	57.7	62.3	66.6	73.3
平成22年度	49.2	46.6	50.9	56.3	57.6	61.0	66.0	72.6





## ① 第1号被保険者の就業状況

- 平成20年国民年金被保険者実態調査結果（平成22年3月公表）によると、臨時・パートの割合が26.1%となっており、平成11年調査と比較して10ポイント近く増加している。
- 次に、就業状況別の保険料納付状況をみると、臨時・パートは完納者の割合が最も低くなっている。
- また、就業状況別の第1号被保険者本人の所得水準をみると、臨時・パートは自営業主、家族従業者、常用雇用と比較して低くなっている。
- このように、納付率が低くなっている背景には、不安定な雇用状況におかれた保険料負担能力の低い非正規労働者の割合の増加という要因もあると考えられる。

### <第1号被保険者の就業状況>

	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
平成11年調査	22.6%	11.3%	9.8%	16.6%	34.9%	4.8%
平成14年調査	17.8%	10.1%	10.6%	21.0%	34.7%	5.7%
平成17年調査	17.7%	10.5%	12.1%	24.9%	31.2%	3.6%
平成20年調査	15.9%	10.3%	13.3%	26.1%	30.6%	3.8%

※注1：平成17年以前については、調査年の4月又は5月に資格喪失した者が含まれていないが、平成20年では含まれるため、推移をみる場合には注意が必要である。

※注2：四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

<就業状況別 保険料納付状況（平成20年調査）>

	完納者	一部納付者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予者	1号期間滞納者
自営業主	57.6%	12.3%	7.7%	0.9%	0.6%	21.0%
家族従業者	64.6%	10.2%	6.5%	0.7%	1.0%	17.0%
常用雇用	40.2%	12.9%	5.7%	11.5%	1.7%	28.0%
臨時・パート	34.5%	11.2%	13.8%	12.5%	2.7%	25.3%
無職	39.1%	8.0%	14.5%	11.9%	2.7%	23.7%

<就業状況別 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準（平成20年調査）>

	①第1号被保険者の属する世帯の総所得金額（平均）	②第1号被保険者本人の総所得金額（平均）
総数	469万円	121万円
自営業者	556万円	286万円
家族従業者	539万円	113万円
常用雇用	491万円	152万円
臨時・パート	416万円	63万円
無職	424万円	45万円

※注1：①は世帯の総所得金額が不詳な者を除く。②は本人の総所得が不詳な者を除く。

※注2：平成19年の所得である。

※注3：上記の平均額は、郵送調査と所得等調査の結果を合わせて集計（両方の調査票がそろっている者のみを集計）したものであり、所得等調査のみによって集計した平均値（12ページ参照）と総数が異なる場合がある。

## ② 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準

- 平成20年国民年金被保険者実態調査結果（平成22年3月公表）によると、第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の平均は469万円となっている。また、保険料納付状況別に第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の分布をみると、納付者の平均は555万円となっているのに対し、1号期間滞納者の平均は342万円となっている。
- 次に、第1号被保険者本人の総所得金額の平均は133万円となっている。また、保険料納付状況別に第1号被保険者本人の総所得金額の分布をみると、納付者の平均は178万円となっているのに対し、1号期間滞納者の平均は113万円となっている。
- また、1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由としては「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が64.2%と最も高くなっている。
- このように、納付率が低くなっている背景には、こうした第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の低い所得水準という要因もあると考えられる。

### <第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準（平成20年調査）>

	①第1号被保険者の属する世帯の総所得金額（平均）			②第1号被保険者本人の総所得金額（平均）		
	総数	納付者	1号期間滞納者	総数	納付者	1号期間滞納者
平成11年調査	548万円	629万円	463万円	142万円	169万円	110万円
平成14年調査	484万円	554万円	416万円	136万円	166万円	120万円
平成17年調査	434万円	505万円	323万円	126万円	158万円	105万円
平成20年調査	469万円	555万円	342万円	133万円	178万円	113万円

※注1：①は世帯の総所得金額が不詳な者を除く。②は本人の総所得が不詳な者を除く。

※注2：調査年の前年の所得である。（例…平成20年調査→平成19年の所得）

※注3：平成11年調査及び平成14年調査の「1号期間滞納者」の欄については、当該調査における「未納者」の数値を記載している。

<参考：国民年金保険料額の推移>

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国民年金保険料 (月額)	13,580円	13,860円	14,100円	14,410円	14,660円	15,100円	15,020円
引上げ額 (対前年度比)	280円	280円	240円	310円	250円	440円	▲80円

### ③ 年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感

- 平成20年国民年金被保険者実態調査結果（平成22年3月公表）によると、1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）としては、「年金制度の将来が不安・信用できない」が14.3%、「社会保険庁が信用できない」が7.0%となっており、納付率が低くなっている背景には、こうした年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感という要因もあると考えられる。

#### < 1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）（平成20年調査） >

	保険料が高く、 経済的に支払う のが困難	受け取れる年金 額が分からない・保険料に比 べて少ない	これから保険料 を納めても加入 期間が少なく、 年金がもらえない	すでに年金を受 ける要件を満た している	年金制度の将来 が不安・信用で きない	社会保険庁が信 用できない	その他
平成11年調査	62.4%	8.1%	2.2%	0.9%	6.3%	—	20.2%
平成14年調査	64.5%	7.5%	2.0%	0.9%	9.3%	—	15.7%
平成17年調査	65.6%	4.8%	3.8%	0.7%	14.8%	7.0%	3.2%
平成20年調査	64.2%	3.9%	5.3%	1.5%	14.3%	7.0%	4.0%

※注1：回答不詳以外の者に対する割合である。なお、四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

※注2：平成11年調査及び平成14年調査においては、「未納者」の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）である。

※注3：平成11年調査及び平成14年調査の「その他」には、「学生であり、親に負担をかけたくない」がそれぞれ9.8%、3.5%含まれている。

### 3 平成22年度における収納対策の取組状況について

(詳細は資料3-1参照)

#### 市場化テスト

(資料3-1のp5~9参照)

- ア) 平成22年10月から全ての年金事務所において、納付督促及び免除等勧奨業務を市場化テスト事業者に全面的に委託実施した。
- ※市場化テスト事業は、平成19年10月から開始し、その後、対象事務所及び対象事業を順次、拡大してきている。
- イ) 市場化テスト事業者への業務委託を実施した結果、督促業務等のコストは相当程度削減されたが、納付督促に関する事業実績は低迷している。
- ウ) このため、平成22年10月から委託を開始した事業については、①戸別訪問による納付督促の重視、②事業の質を重視した事業者を選択できるような入札方式への変更、③機構と受託事業者との情報交換や連携強化等の実施要項の変更を行った。
- エ) また、平成21年10月から委託を開始した事業については、平成22年8月に受託事業者から「競争の導入による公共サービスの改善に関する法律」に基づく業務改善計画を提出させ、受託事業者から2ヶ月に1回ヒアリングを実施して改善状況をフォローした。

#### 免除勧奨等

(資料3-1のp3参照)

市町村から提供される所得情報に基づく免除等申請勧奨(ターンアラウンド)及び、市場化テスト受託事業者との連携により事後フォローが着実に実施できたことにより、負担能力が乏しい被保険者への取組については一定の向上が図られた。

	平成21年度	平成22年度	対前年度比
全額免除者数等(割合)	535万人(27.4%)	551万人(29.0%)	+16万人(+1.6ポイント)

## 強制徴収

(資料3-1のp4参照)

平成22年度の強制徴収の取組みについては、最終催告状発送件数は前年度を相当程度上回った。また、督促状送付件数及び差押え執行件数も平成21年度を若干上回った。

## その他

(資料3-1のp10参照)

口座振替実施率は、新規獲得件数が伸びなかったため平成21年度を下回ったが、コンビニエンスストア納付、インターネットバンキング等による電子納付及びクレジットカード納付の合計件数については、平成21年度と同等以上の水準を確保した。特に、クレジットカードによる納付件数は大幅な伸びを示した。

### 【総括】

国民年金保険料の収納対策については、様々な督促活動の強化に努めたが、事業の全面展開が年度途中からとなったことや、東日本大震災の影響もあり年度末対策が十分に実施できなかったこと等から、現年度納付率の向上に結びつけることができなかった。今後は、各種事業の早期実施に努めるとともに、現年度納付率が向上している年金事務所の取組み事例も参考としつつ、未納者属性や地域属性を踏まえた効果的な督促活動を展開していきたい。

# 収納対策のスキーム（概念図）

### 納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入（H17.4～）  
（口座振替率）  
20年度末 21年度末 22年度末  
38% → 36% → 36%  
562万人 527万人 500万人
- 任意加入者の口座振替の原則化（H20.4～）
- コンビニ納付の導入（H16.2～）  
（利用状況）  
20年度 21年度 22年度  
966万件 → 1,107万件 → 1,164万件
- インターネット納付の導入（H16.4～）  
（利用状況）  
20年度 21年度 22年度  
38万件 → 41万件 → 41万件
- クレジットカード納付の導入（H20.2～）  
（利用状況）  
20年度 21年度 22年度  
32万件 → 78万件 → 103万件
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化（H17.11～）

未納者

市町村からの所得情報（平成22年11月現在、全市町村の99%より提供）

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

#### 納付督促の実施

**文書**

H20年度 818万件  
H21年度 1,309万件  
H22年度 2,574万件

**電話**

H20年度 1,481万件  
H21年度 1,969万件  
H22年度 2,587万件

**戸別訪問（面談）**

H20年度 1,103万件  
H21年度 422万件  
H22年度 314万件

#### 強制徴収の実施 ⇒ 不公平感の解消と波及効果

	20年度	21年度	22年度
最終催告状	16,350件	17,131件	24,232件
督促状	8,160件	10,061件	10,583件
財産差押	5,534件	3,092件	3,379件

・最終催告状は当該年度に着手し、発行した件数  
 ・督促状、財産差押の件数は、平成23年3月末現在

効率化により強制徴収へ要員をシフト

○市場化テストによる外部委託（H17.10～要求水準設定）

（実施対象事務所数）		（督促件数）	
H18年度	35か所	H18年度	255万件
H19年度	95か所	H19年度	621万件
H20年度	185か所	H20年度	1,669万件
H21年度	312か所	H21年度	2,431万件
H22年度	312か所	H22年度	3,436万件

年金（社会保険）事務所単位での行動計画の策定・進捗管理（H16.10～）

#### 免除等の周知・勧奨

免除や学生納付特例（学生の間での保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知（H16.10～）
- 若年者納付猶予制度の導入（H17.4～）
- 免除基準の緩和・免除の遡及承認（H17.4～）
- 申請免除の簡素化（①継続意思確認H17.7～、②申請免除手続きの簡素化H21.10～）
- 学生納付特例の申請手続の簡素化（H20.4～）

普及・啓発活動等  
 ○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭  
 ○学生等に対し年金制度の意義等に関する理解を促進  
 ○ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供



## 4 平成23年度の収納対策について

### 平成23年度の収納対策の主な内容

#### ① 国民年金保険料の収納対策に対する日本年金機構としての組織的な取組の強化

<計画的・効率的な収納対策に向けての行動計画の策定>

- 機構全体及び各年金事務所において、それぞれ行動計画を策定し、計画的・効率的な収納対策に取り組む。

<進捗状況にかかる管理の強化>

- 各年金事務所の行動計画の進捗状況を月次で管理、ブロック本部担当部長会議を四半期ごとに開催するほか、必要に応じて国民年金担当グループ長会議やブロック本部長会議を開催する。
- 国民年金保険料収納対策が低調な年金事務所を「国民年金保険料収納対策強化指定年金事務所」として指定し、ブロック本部の協力を得て指導を徹底する。

#### ② 市場化テストの適正化

<受託事業者に対する進捗管理>

- 平成21年10月開始の受託事業者については、平成23年5月に「競争の導入による公共サービスの改善に関する法律」に基づく業務改善計画を再度提出させ、引き続き2ヵ月に1回のヒアリングによりフォローアップを実施していく。また、平成22年10月開始の受託事業者についても、要求水準の達成に向けた事業実施状況を3ヵ月に1回のヒアリングによりフォローアップを行う。

<受託事業者との協力・連携体制の強化>

- 受託事業者に対する情報（納付書送付対象者及び送付時期、ターンアラウンドによる免除申請書送付対象者及び送付時期等）提供の早期化や各県単位の月例打合せ会の開催など協力・連携の強化を図る。また、債権回収業務の経験のある民間出身職員を本部・ブロック本部に配置するなど指導体制の強化を図る。

<平成24年10月契約更改に向けた検討>

- 平成24年10月の契約更改に向けて、早期に実施要項（仕様書）の見直し作業を行う。

### ③ 強制徴収など年金事務所の取り組み強化

#### <強制徴収の着実な実施>

- 最終催告状の送付から差押えの実施などの一連の手続きにより2年以内に完結させるサイクルの確立を図ったうえで、最終催告状を送付したものの全てが完納に結び付くよう取組みを強化する。具体的には、平成22年度までに最終催告状を送付したものについて6月中に進捗状況を全数点検することとしたほか、平成23年度新規着手分については、12月末までに最終催告状の送付を完了する。

#### <集合研修の実施>

- 強制徴収担当職員の集合研修を6月から12月に600人規模で開催するなど、スキルアップを図る。（平成22年度の強制徴収担当職員の集合研修については、年5回、420人程度の実施。）

#### <国税庁への委任>

- 悪質な滞納者については、国税庁に委任する仕組みを活用する。

### ④ 新規適用届（20歳到達者等、2号・3号からの移行者）へのアプローチ強化

#### <届出がない場合の資格取得の手続き（いわゆる「職権適用」）の確実な実施>

- 20歳に到達する者、34歳及び44歳到達者、第2号（または第3号）被保険者から第1号被保険者となった者について、適用勧奨を早期に行い、届出がない場合の資格取得の手続き（いわゆる「職権適用」）を確実に実施する。また、いわゆる「職権適用」の早期化を図るよう検討する。

#### <関係機関との調整>

- 配偶者の扶養から外れた際に当該配偶者が健康保険組合に加入している場合を含め、日本年金機構が必要な情報を入力出来るよう、関係者と調整を進める。

#### <適用体制の強化>

- 昨年から増員した特定業務契約職員による戸別訪問活動等により、新規適用者（特に、いわゆる「職権適用者」）への働きかけを強化する。

## ⑤ □座振替制度の推進

### <□座振替制度の利用促進>

- □座振替申出書と返信用封筒を同封したダイレクトメールによる勧奨、市場化テスト受託事業者による勧奨などにより、□座振替制度の利用促進を図る。
- 金融機関等に対して、□座振替制度の周知及びチラシ等の備え付けについて協力を要請する。

### <□座振替不能者へのフォローアップの強化>

- □座振替ができなかった者の情報を市場化テスト受託事業者へ提供し、該当者に対し速やかに再振替の案内を行う。

## ⑥ 公的年金制度の普及・啓発について

### <「ねんきん月間」の設定>

- 11月を「ねんきん月間」とし、政府広報や市町村広報誌などを活用した普及・啓発活動を展開し、出張相談等も集中的に開催する。

### <未納者の属性に応じた周知広報>

- 大学等構内における相談会の開催、卒業生への周知について大学等への協力依頼を行うなど、学生納付特例・若年者納付猶予の周知を行う。

### <パンフレット等の内容の見直し>

- 届出の必要性を分かりやすく周知するため、パンフレット、通知文書の内容の見直しを行う。

## ⑦ 関係機関との協力連携

### <市区町村への協力依頼>

- 所得情報の取得、市区町村の窓口や広報誌における制度周知を依頼する。また、第1号被保険者資格取得届時における□座振替案内についての協力を依頼する。

### <ハローワークとの連携強化>

- 雇用保険受給者初回説明会等を利用した免除制度の周知等について協力を依頼する。

## ⑧ 現行の年金制度の改善に向けた検討

### <現行制度の改善>

- 今後、社会保障・税一体改革成案に従い、現行の年金制度の改善を速やかに進める中で、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大等により就業構造の変化に対応していくとともに、国民年金の適用・収納対策の一層の推進を図るための方策について検討し、必要な措置を講じる。

### <共通番号の活用>

- 社会保障・税に関わる番号制度の導入に向けた議論を踏まえつつ、共通番号を活用した取組について検討を進める。

平成22年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について  
(平成22年度の取組実績)

【 目 次 】

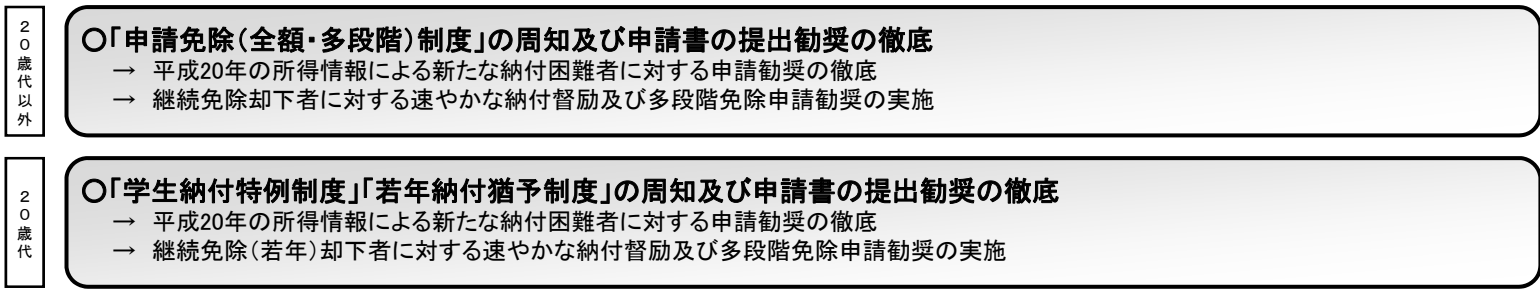
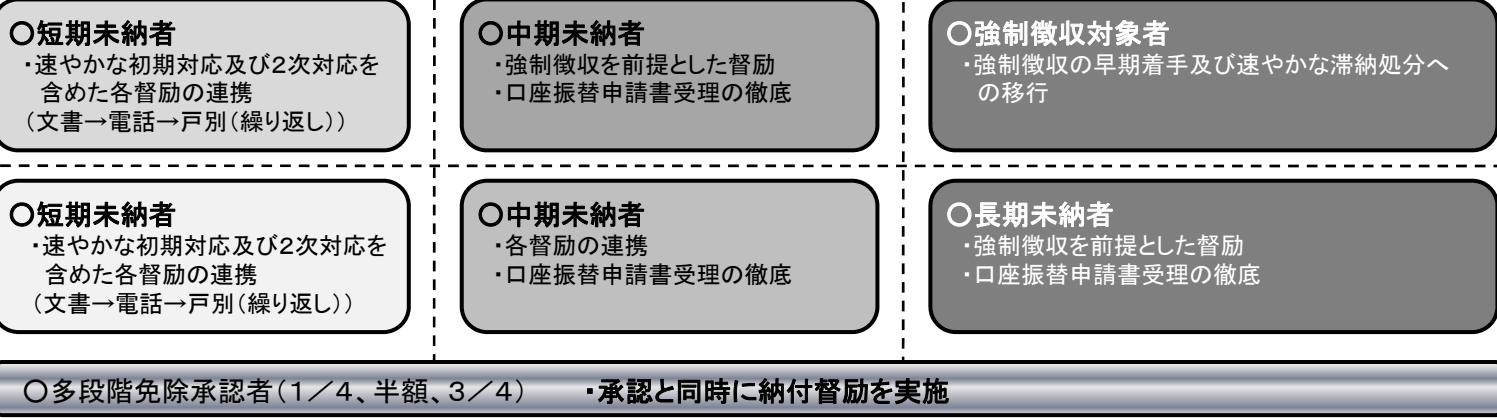
①平成22年度行動計画における取組	1
②納付督促の実施状況	2
③免除等の実施状況	3
④強制徴収の実施状況	4
⑤国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況	5
⑥その他の状況	10

# ① 平成22年度行動計画における取組

- 所得情報を基に、未納者を強制徴収対象、納付督促対象、免除等申請勧奨対象に区分し、さらに未納月数毎に細分化し、各区分の未納者属性に応じた督促・勧奨方法、スケジュール及び担当者を明確にして督促等を実施。
- また、納付月数の増加目標と免除等申請受理目標をそれぞれ設定し、取組を展開した。  
(概念図参照)

## 納付率の向上及び未納者数減少への取組（概念図）

所得層、未納期間、年齢、督促事蹟等の属性別に未納者数を把握



納付月数の増加目標

免除等申請受理目標

未納月数	1 ~ 6	7 ~ 12	13 ~ 24
------	-------	--------	---------

## ② 納付督励の実施状況

(取組状況)

- 電話納付督励件数及び文書勧奨件数は、前年度を大幅に上回った。戸別訪問督励件数については、平成22年10月から免除勧奨業務を市場化テスト事業者に全面委託したことに伴い減少している。(市場化テスト事業者による訪問件数は相当程度増加しているが、職員が実施していた水準には及んでいない。)

区 分	職員が実施したもの			市場化テスト事業者が実施したもの			合 計		
	21年度 実施件数	22年度 実施件数	対前年度比	21年度 実施件数	22年度 実施件数	対前年度比	21年度 実施件数	22年度 実施件数	対前年度比
電話納付督励	67万件	19万件	28.4%	1,901万件	2,568万件	135.1%	1,969万件	2,587万件	131.4%
戸別訪問督励	326万件	109万件	33.4%	96万件	206万件	214.6%	422万件	314万件	74.4%
文書勧奨	875万件	1,912万件	218.5%	434万件	662万件	152.5%	1,309万件	2,574万件	196.6%
合 計	1,268万件	2,040万件	160.9%	2,431万件	3,436万件	141.3%	3,699万件	5,475万件	148.0%

注) 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

### ③ 免除等の実施状況

- 市区町村から提供を受けた所得情報を活用し、免除等に該当すると思われる者に対して、申請勧奨文書（ダイレクトメール）を送付。その後、未申請の者の情報を市場化テスト受託事業者に提供し、電話や戸別訪問による再勧奨を実施。
- こうした取組みの結果、平成22年度における第1号被保険者数に占める全額免除者数の割合は、前年度を1.6ポイント上回った。

#### ■第1号被保険者数及び全額免除者数等

	21年度		22年度		対前年度比	
	(A)	割合 (%)	(B)	割合 (%)	(B - A)	割合 (%)
第1号被保険者数	1,951万人	—	1,904万人	—	△47万人	—
全額免除者数等合計	535万人	27.4%	551万人	29.0%	16万人	+1.6ポイント
法定免除者数	120万人	6.2%	126万人	6.6%	6万人	+0.4ポイント
申請全額免除者数	215万人	11.0%	221万人	11.6%	7万人	+0.6ポイント
学生納付特例者数	163万人	8.3%	166万人	8.7%	3万人	+0.4ポイント
若年者納付猶予者数	37万人	1.9%	38万人	2.0%	0.2万人	+0.1ポイント

(注1) 第1号被保険者数のうち任意加入者は除く。

(注2) 上記表中の「割合」は、第1号被保険者数に占める全額免除者数等の割合である。

(注3) 上記表中における数値はそれぞれ四捨五入によっているため端数において合計とは合致しない場合もある。



#### ④ 強制徴収の実施状況

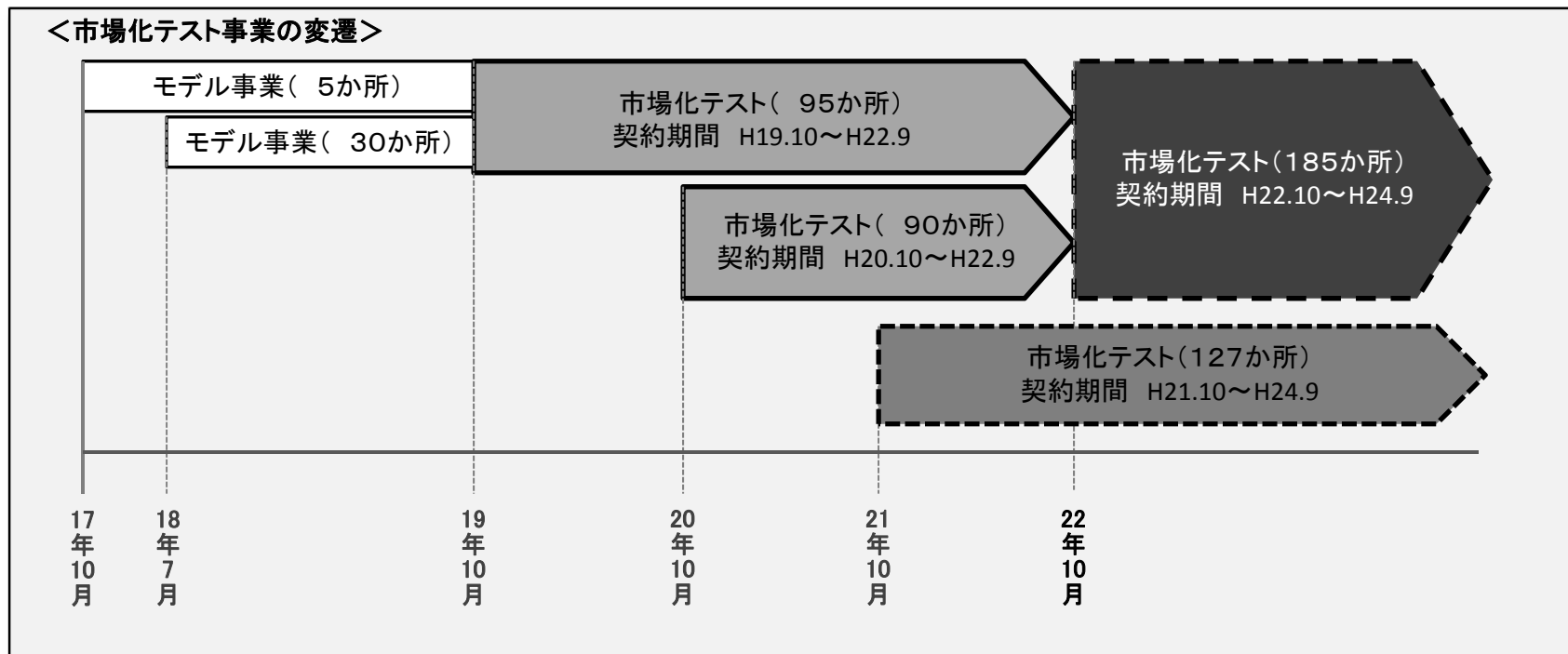
- 平成22年度の強制徴収の取組みについては、最終催告状発送件数は前年度を相当程度上回った。また、督促状送付件数及び差押え執行件数はいずれも平成21年度を若干上回った。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
最終催告件数	310,551件	40,727件	16,350件	17,131件	24,232件
督促件数	121,113件	28,485件	8,160件	10,061件	10,583件
差押件数	11,910件	11,387件	5,534件	3,092件	3,379件

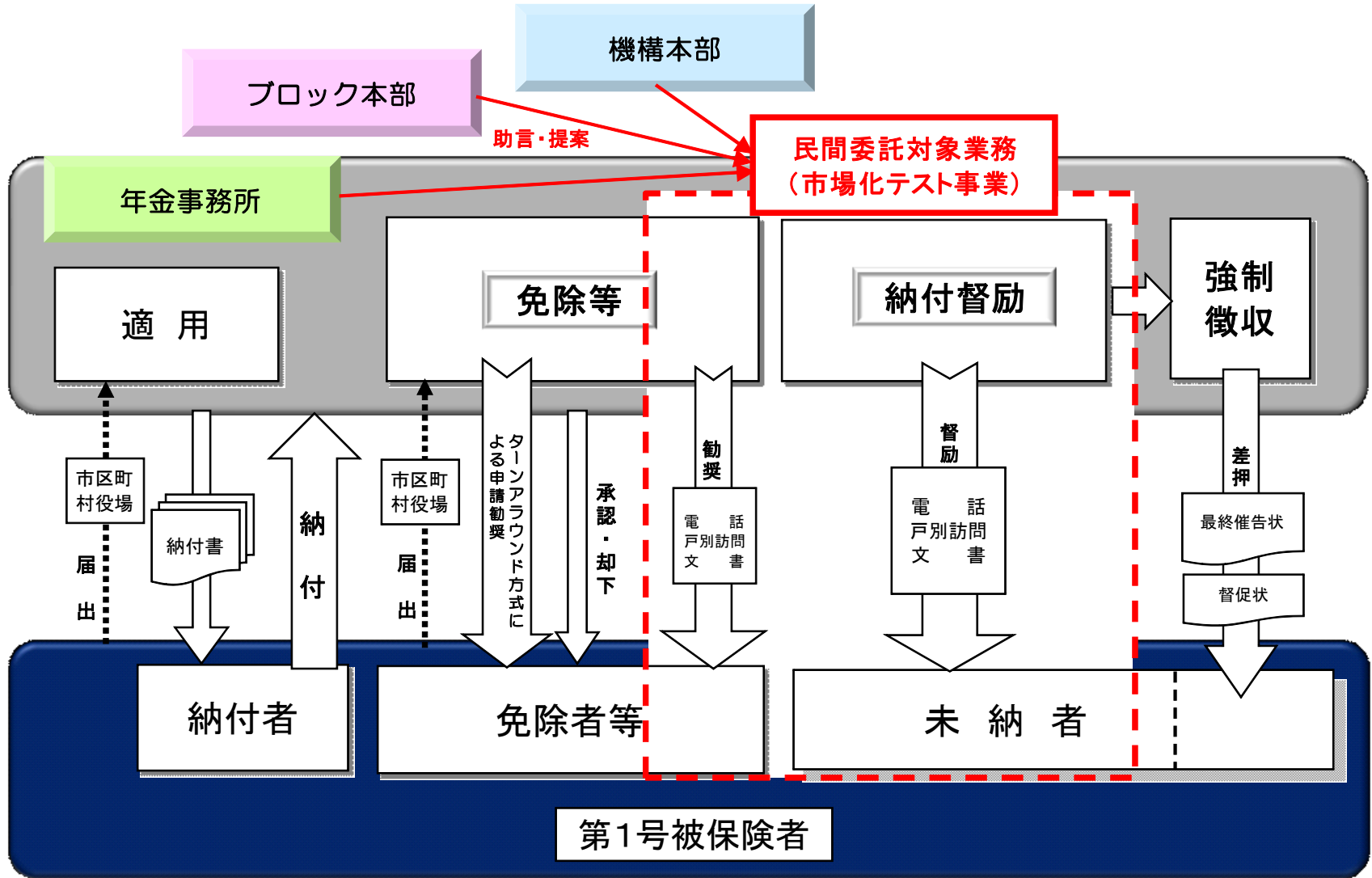
## ⑤ 国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況

### 1 概要

- 国民年金保険料の収納事業のうち、強制徴収や免除等申請勧奨を除く納付督促業務等を包括的に民間委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用する「市場化テストモデル事業」として、平成17年10月から5か所の社会保険事務所を対象に実施。なお、受託事業者に対しては、事業目標としての「要求水準」を設定している。
- 平成18年7月からは、30か所の社会保険事務所を追加して「市場化テストモデル事業」を実施。
- 平成19年10月からは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく事業として、95か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- 平成20年10月からは、90か所の社会保険事務所を追加して、合計185か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- 平成21年10月からは、127か所の社会保険事務所を追加して、全312社会保険事務所で実施。免除勧奨業務を追加した。
- 平成22年10月から、平成19年および平成20年事業の契約更改に伴い、免除勧奨業務を追加して185か所の年金事務所で実施。



# 国民年金事業の概要図



## 2 実施状況

### 要求水準の達成状況 (平成22年度)

#### (1) 事務所別の要求水準達成状況

- 平成21年10月開始の事務所(127事務所)では、全ての事務所において現年度、過年度ともに要求水準未達成となっているが、平成22年10月開始の事務所(185事務所)では、現年度は4事務所、過年度は144事務所において要求水準を達成している。
- 免除の要求水準については、平成21年10月開始の事務所(127事務所)では12事務所が要求水準を達成している。また、平成22年10月開始の事務所(185事務所)では、117事務所において要求水準を達成している。

	現年度保険料		過年度保険料		免除	
	達成	未達成	達成	未達成	達成	未達成
127事務所 (21年10月開始)	0 事務所	127 事務所	0 事務所	127 事務所	12 事務所	115 事務所
185事務所 (22年10月開始)	4 事務所	181 事務所	144 事務所	41 事務所	117 事務所	68 事務所

#### <要求水準の設定の考え方>

- ① 現年度については、年金事務所ごとの前年度納付率(見込)に、毎年度一律の「加算率」を加えたものを目標納付率として、その目標納付率を達成するために必要な獲得月数を要求水準とした。  
【加算率】… 近年の中で最も納付率の高かった平成17年度の納付率を目標にして、契約期間中の毎年度の率を設定。  
(平成21年開始分：毎年度1.5%程度上積み、平成22年開始分：毎年度1.2%程度上積み)
- ② 過年度については、現年度の納付率に対し、1年目に2.7%程度、2年目に4.5%程度上積みすることを要求水準とした。

#### <最低水準の設定の考え方>

- ① 現年度については、年金事務所ごとの前年度納付率(見込)を達成するために必要な獲得月数を最低水準とした。
- ② 過年度については、現年度の納付率に対し、1年目に2.2%程度、2年目に3.8%程度上積みすることを最低水準とした。

## (2) 納付月数の要求水準達成状況

- 市場化テスト受託事業者に対する要求水準（現年度保険料と過年度保険料を合わせたもの）の達成状況を見ると、平成22年10月に契約更改した185事務所では81.1%であるが、平成21年10月開始の127事務所では57.7%と低調である。

この結果、平成22年度における受託事業者全体の要求水準の達成率は、71.0%にとどまっている。

		要求水準	最低水準	収納実績	達成率 (要求水準)	達成率 (最低水準)
現年度 保険料	127事務所(21年10月開始)	5,691,137月	4,461,414月	2,754,133月	48.4%	61.7%
	185事務所(22年10月開始)	8,178,618月	7,112,952月	5,325,473月	65.1%	74.9%
	小 計	13,869,755月	11,574,366月	8,079,606月	58.3%	69.8%
過年度 保険料	127事務所(21年10月開始)	2,868,870月	2,510,405月	2,182,760月	76.1%	86.9%
	185事務所(22年10月開始)	3,142,495月	2,724,420月	3,860,997月	122.9%	141.7%
	小 計	6,011,365月	5,234,825月	6,043,757月	100.5%	115.5%
現年+過年度 保険料	127事務所(21年10月開始)	8,560,007月	6,971,819月	4,936,893月	57.7%	70.8%
	185事務所(22年10月開始)	11,321,113月	9,837,372月	9,186,470月	81.1%	93.4%
	小 計	19,881,120月	16,809,191月	14,123,363月	71.0%	84.0%

### (3) 免除承認件数の要求水準達成状況

- 市場化テスト受託事業者に対する要求水準の達成状況を見ると、平成22年10月に更改した185事務所では108.8%であるが、平成21年10月開始の127事務所では91.8%である。

この結果、平成22年度における受託事業者全体の要求水準の達成率は97.7%である。

		要求水準	最低水準	獲得実績	達成率 (要求水準)	達成率 (最低水準)
	127事務所(21年10月開始)	1,912,409件	1,833,484件	1,754,970件	91.8%	95.7%
	185事務所(22年10月開始)	1,036,808件	1,012,425件	1,127,768件	108.8%	111.4%
	小 計	2,949,217件	2,845,909件	2,882,738件	97.7%	101.3%

### 督励の実施状況

- 平成22年度における市場化テスト事業者の督励総件数は、対前年度比で約1,000万件増加している。戸別訪問件数についても相当程度増加しているが、職員が実施していた水準には及んでいない。

区 分	市場化テスト対象事務所〔185事務所〕 (平成22年10月から実施)		市場化テスト対象事務所〔127事務所〕 (平成21年10月から実施)		合 計	
	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度
電話納付督励	1,664万件	1,784万件	238万件	784万件	1,901万件	2,568万件
戸別訪問督励	85万件	166万件	12万件	40万件	96万件	206万件
文書督励	386万件	517万件	48万件	145万件	434万件	662万件
合 計	2,135万件	2,467万件	298万件	969万件	2,431万件	3,436万件

(注) 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

## ⑥ その他の状況

### 口座振替納付の利用促進

- 口座振替による早期納付を行うことにより保険料の割引が適用される「口座振替前納割引制度」、「口座振替早期割引制度」の周知と利用勧奨を実施。しかしながら、新規口座振替利用者が伸びず、平成22年度における口座振替納付者は500万人にとどまり、口座振替利用率は36.0%（対前年度比△0.3ポイント）となった。

	平成21年度	平成22年度	対前年度比
口座振替納付者数	527万人	500万人	△27万人
口座振替利用率	36.3%	36.0%	△0.3ポイント

### クレジットカード納付の導入

- 平成20年2月からクレジットカードによる保険料納付の受付を開始し、納付方法の選択肢の拡大を図った。平成22年度における利用者は約17万人であり、利用者は確実に増加している。

	平成21年度	平成22年度	対前年度比
クレジットカード納付者数	14万人	17万人	+3万人
クレジットカード利用率	1.0%	1.2%	+0.2ポイント

### コンビニ・電子納付の利用促進

- 平成22年度のコンビニエンスストアでの保険料納付の利用件数は1,164万件（対前年度比56万件増）、収納月数は1,881万月（対前年度比117万月増）となっており、全納付保険料の17%を占めた。コンビニエンスストア納付の3分の1は、20歳代が利用している。

また、インターネットバンキング等による電子納付の利用件数は、41万件（対前年度と同じ）、収納月数は115万月（対前年度比8万月増）となり、着実な利用が図られている。

	平成21年度	平成22年度	対前年度比		平成21年度	平成22年度	対前年度比
コンビニ納付利用件数	1,107万件	1,164万件	+56万件	インターネット納付利用件数	41万件	41万件	0万件
コンビニ納付収納月数	1,764万月	1,881万月	+117万月	インターネット収納月数	107万月	115万月	+8万月

## 平成22年度の国民年金の加入・保険料納付状況

## 【目次】

<b>I 平成22年度の被保険者の状況</b>	
1 国民年金被保険者の動向	1
2 第1号被保険者の動向	
(1) 第1号被保険者の資格取得者数の状況	2
(2) 第1号被保険者数の年齢構成の変化	2
<b>II 平成22年度の保険料納付状況</b>	
1 保険料納付状況	
(1) 納付率等の推移	3
(2) 納付月数の推移	4
(3) 年齢別の納付率	5
(4) 免除状況別の納付率	6
2 現年度分納付率の変化に係る分析	
(1) 被保険者属性別の納付率の変化	7
(2) 納付率の変化の影響度	8
<b>III 地域別の保険料納付状況</b>	
(1) 都道府県別の保険料納付状況	9
(2) 市区町村規模別の保険料納付状況	11
(参考) 都道府県別全額免除割合の変化	12



# I 平成 22 年度の被保険者の状況

## 1 国民年金被保険者の動向

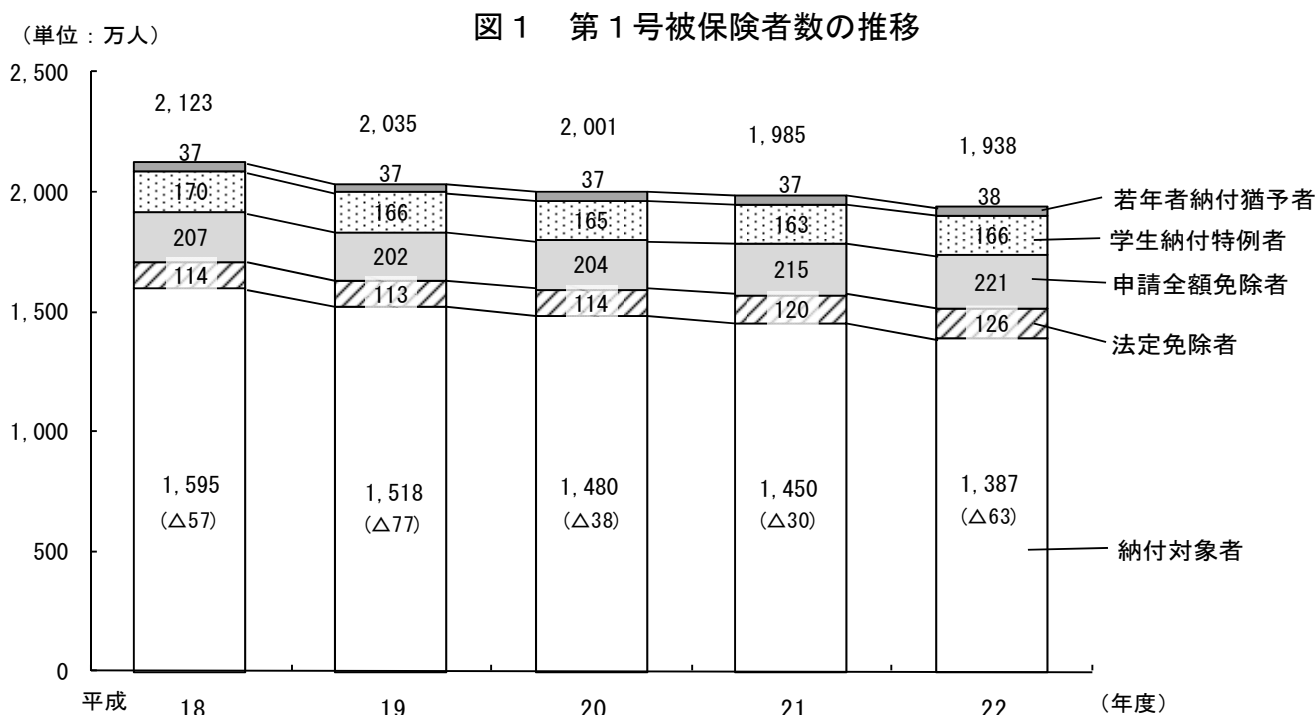
- 第 1 号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）は、平成 22 年度末現在で 1,938 万人と、前年度末と比べ 47 万人減少している。
- そのうち法定免除者数及び申請全額免除者数は平成 22 年度末現在でそれぞれ 126 万人及び 221 万人となっており、前年度末と比べそれぞれ 6 万人及び 7 万人増加している。
- 平成 22 年度末の納付対象者数は 1,387 万人となっており、前年度末と比べ 63 万人減少している。
- なお、一部免除者数は平成 22 年度末現在で 44 万人となっており、前年度末と比べ 4 万人減少している。

表 1 国民年金被保険者数の動向

	第 1 号被保険者 (任意加入 含む)	第 1 号被保険者							任意加入 被保険者	被用者年金 被保険者 (第 2 号被 保険者等)	厚生年金 保険	第 3 号 被保険者	
		(再掲) 全額免除者				(再掲) 一部免除者							
		法定 免除者	申請 全額 免除者	学生納付 特例者	若年者 納付 猶予者	申請3/4 免除者	申請半額 免除者	申請1/4 免除者					
平成18年度	2,123	114	207	170	37	56	26	21	8	32	3,836	3,379	1,079
19	2,035	113	202	166	37	54	27	19	8	34	3,908	3,457	1,063
20	2,001	114	204	165	37	52	27	17	8	35	3,892	3,444	1,044
21	1,985	120	215	163	37	47	25	16	7	34	3,868	3,425	1,021
22	1,938	126	221	166	38	44	24	14	6	34	(3,884)	3,441	1,005

注 1 「被用者年金被保険者」は、国民年金第 2 号被保険者のほか、65 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権者を含む。

注 2 被用者年金被保険者欄の ( ) 内の数字は、共済組合の加入者数を平成 21 年度実績とした場合の暫定値である。



注 1 納付対象者は、第 1 号被保険者（任意加入被保険者を含む）から法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者及び若年者納付猶予者を除いたものである。したがって、一部免除者は納付対象者に含んでいる。

注 2 納付対象者の ( ) 内の数字は対前年度差である。

## 2 第1号被保険者の動向

### (1) 第1号被保険者の資格取得者数の状況

- 平成22年度の資格取得者の第1号被保険者に対する割合は23.9%となっている。
- 第1号被保険者の資格取得者においては、第2号被保険者から第1号被保険者となる者が引き続き多く、20歳到達による資格取得者は減少傾向にある。

表2 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数

(単位：万人)

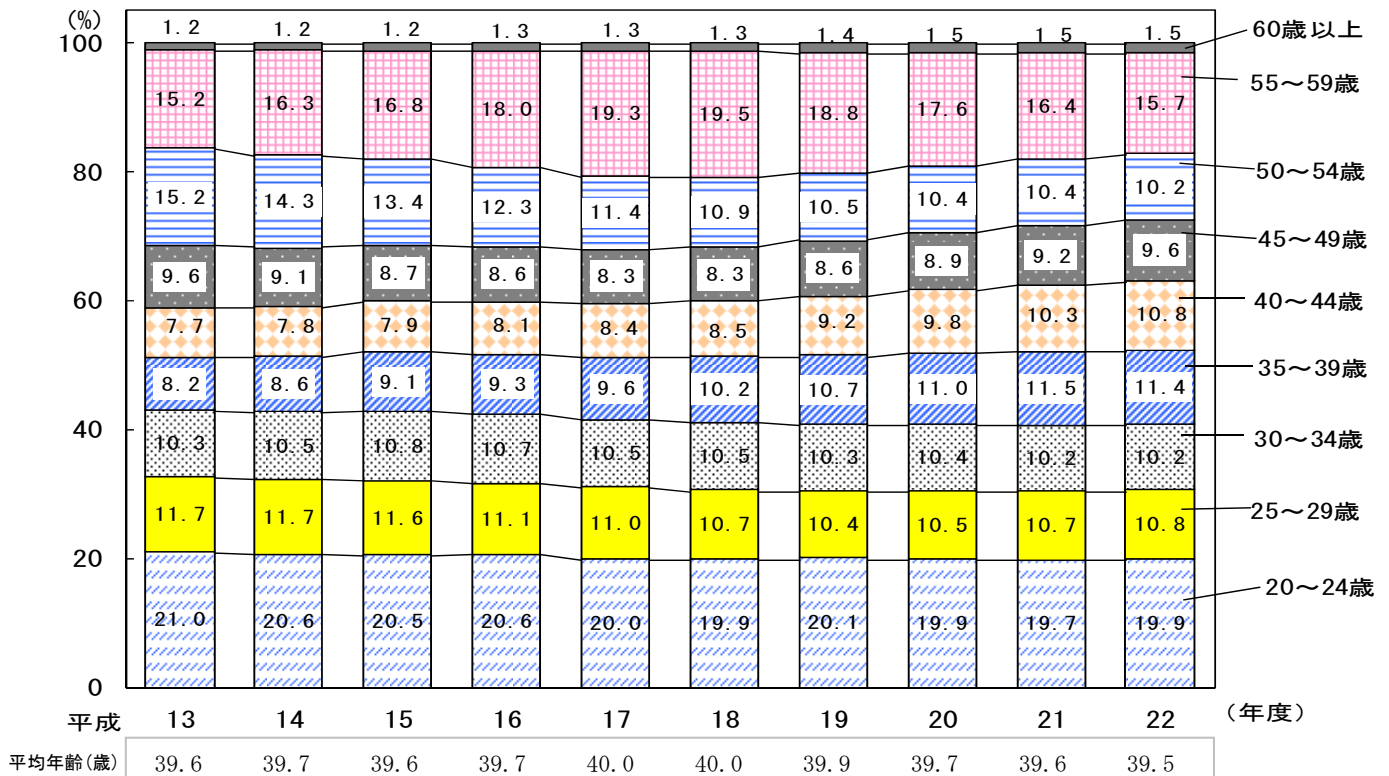
	第1号被保険者数 (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再掲)				
				第2号からの 移行者等	第3号からの 移行者	20歳到達者	手帳送付者	資格取得 届出者
平成18年度	2,123	533	25.1	327	75	118	59	58
19	2,035	541	26.6	339	73	114	58	56
20	2,001	540	27.0	342	73	111	56	55
21	1,985	510	25.7	321	72	105	54	51
22	1,938	464	23.9	283	65	105	55	50

注 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

### (2) 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 平成22年度の第1号被保険者の年齢構成をみると、20～24歳の全体に占める割合が19.9%と最も高く、次に55～59歳が15.7%となっている。

図2 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



注1 第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。

注2 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

## II 平成 22 年度の保険料納付状況

### 1 保険料納付状況

#### (1) 納付率等の推移

- 平成 22 年度中に納付された現年度分保険料の納付状況は、納付対象月数が前年度から 629 万月分 (3.6%) の減少、納付月数が前年度に比べ 488 万月分 (4.7%) の減少となった結果、納付率は 59.3% となり、前年度の 60.0% から 0.7 ポイントの低下となった。
- 平成 22 年度中に納付された過年度分の保険料を加えると、平成 21 年度分保険料の納付率は 63.2% となり、前年度の 60.0% から 3.3 ポイント伸びている。また、平成 20 年度分保険料の納付率は 66.8% となり、前年度の 65.0% から 1.8 ポイント伸び、前々年度の 62.1% からは 4.8 ポイント伸びている。

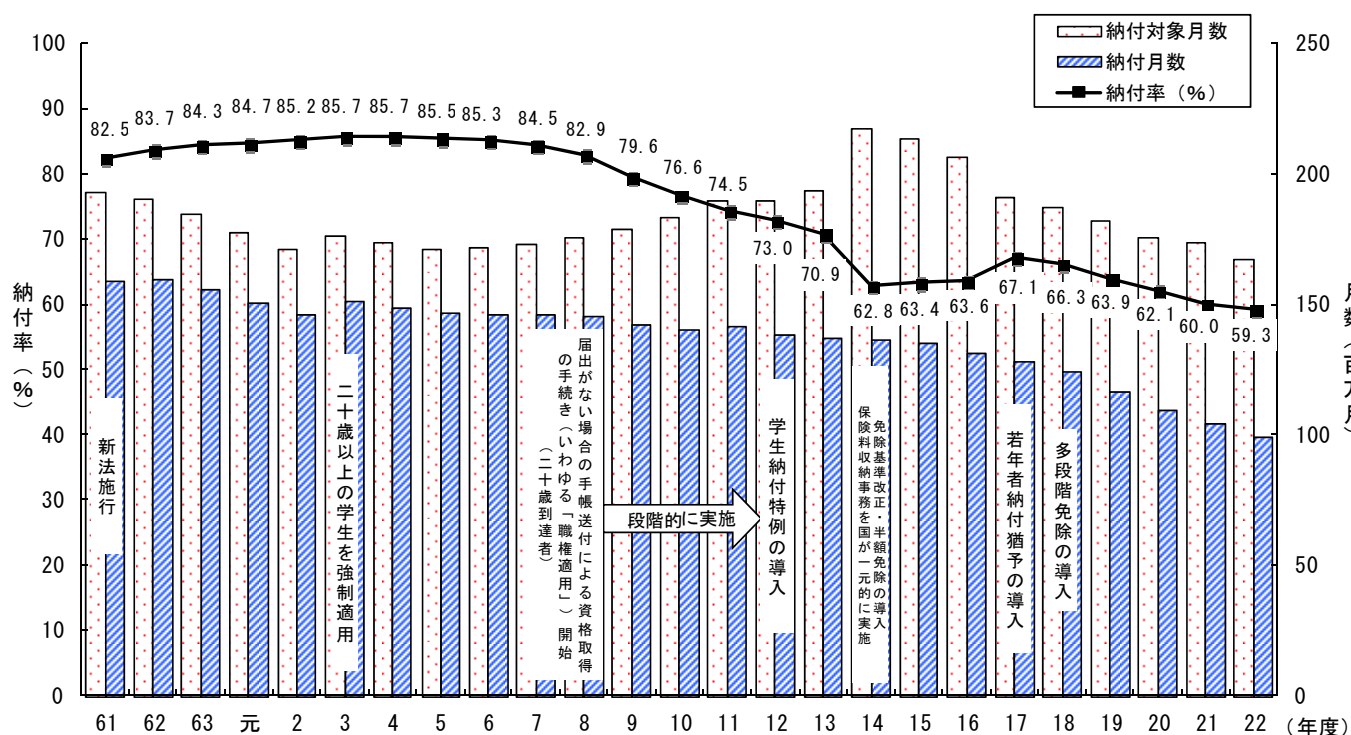
表 3 納付対象月数及び納付月数の推移 (現年度分)

(単位：万月)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
納付対象月数	18,701 (△ 1.9)	18,153 (△ 2.9)	17,522 (△ 3.5)	17,308 (△ 1.2)	16,679 (△ 3.6)
納付月数	12,396 (△ 3.1)	11,609 (△ 6.4)	10,873 (△ 6.3)	10,381 (△ 4.5)	9,893 (△ 4.7)

注 納付対象月数及び納付月数の ( ) 内数値は、対前年度比 (%) である。

図 3 納付率、納付対象月数及び納付月数の推移 (現年度分)



注 納付率 (%) =  $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数 (全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。) であり、納付月数はそのうち当該年度中 (翌年度 4 月末まで) に実際に納付された月数である。

表4 現年度分及び過年度分を加えた納付率の推移

(単位：%)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
平成18年度分保険料	66.3	69.0 (2.8)	70.8 (1.7)		
平成19年度分保険料		63.9	66.7 (2.8)	68.6 (1.9)	
平成20年度分保険料			62.1	65.0 (2.9)	66.8 (1.8)
平成21年度分保険料				60.0	63.2 (3.3)
平成22年度分保険料					59.3

注1 各年度末時点で把握した当該年度分保険料の納付率である。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であるため、例えば平成20年度分保険料の最終納付率は、平成22年度の欄の「66.8%」となる。

注3 ( )内は前年度からの伸びである。

(2) 納付月数の推移

○ 平成22年度中に納付された保険料（現年度分及び過年度分）は1億841万月分（対前年度比△4.2%）であり、そのうち当年度分は9,893万月分（対前年度比△4.7%）、過年度分は948万月分（対前年度比1.5%）となっている。

表5 納付月数の推移

(単位：万月)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	対前年度比 (%)
総納付月数	13,540	12,648	11,817	11,315	10,841	△ 4.2
現年度分納付月数	12,396	11,609	10,873	10,381	9,893	△ 4.7
過年度分納付月数	1,144	1,039	944	934	948	1.5
前年度分	618	584	528	515	556	8.0
前々年度分	526	455	416	419	392	△ 6.5

### (3) 年齢階級別の納付率

- 平成22年度の納付率を5歳階級別にみると、おおむね年齢が若いほど低くなっている。また、前年度と比較すると、20～24歳階級を除くほぼすべての年齢階級において納付率が低下している。
- コーホート別に納付率をみると、昭和60年度前後に生まれた者の納付率が低下している。

図4 年齢階級別納付率（現年度分）

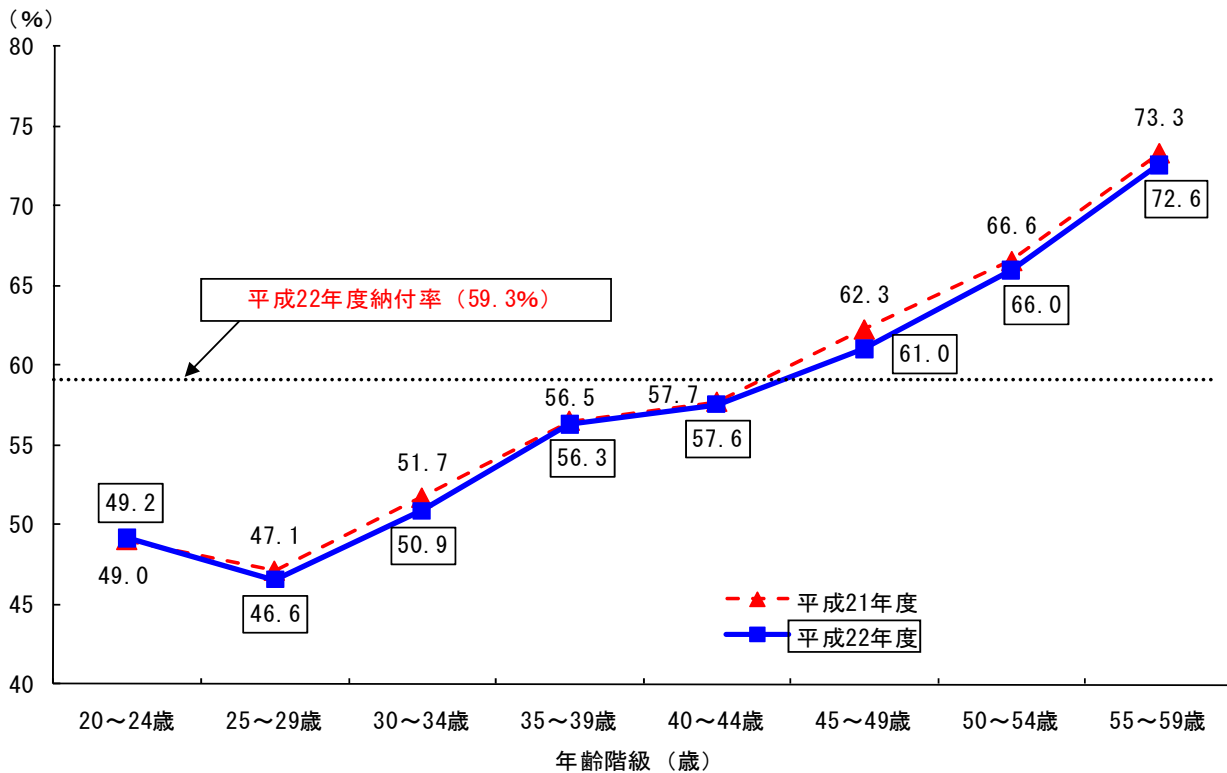
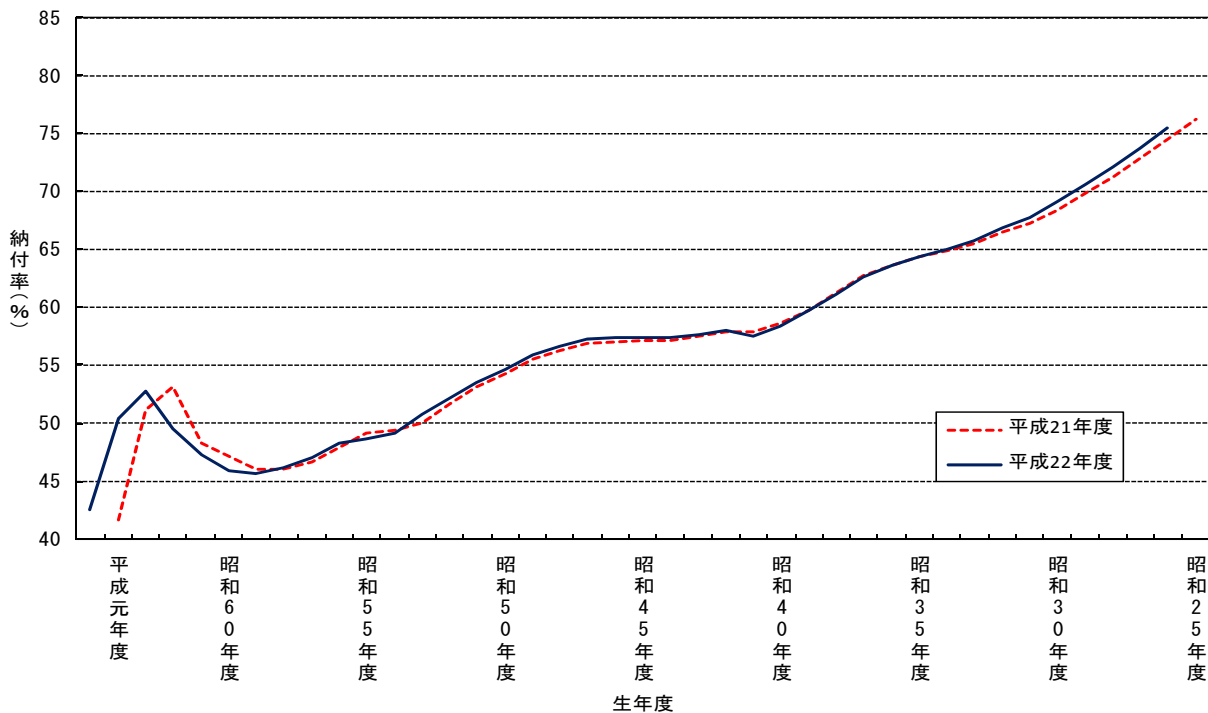


図5 コーホート別納付率（現年度分）



(4) 免除状況別の納付率

- 平成22年度における定額保険料納付に係る納付率は60.1%と、前年度に比べ0.9ポイントの低下となっている。
- 平成22年度の一部免除された保険料に係る納付率については38.9%となっており、前年度に比べ3.5ポイント上昇している。一部免除された保険料に係る納付率は、一部免除のどの区分においても上昇している。

表6 免除状況別納付率の推移（現年度分）

		総数	定額保険料 納付	一部免除 合計	3/4免除対象	半額免除対象	1/4免除対象
平成18年度	納付対象月数 (万月)	18,701	17,939	762	266	413	83
	納付月数 (万月)	12,396	12,153	243	87	143	13
	納付率(%)	66.3	67.7	31.9	32.7	34.6	16.2
平成19年度	納付対象月数 (万月)	18,153	17,414	738	363	263	112
	納付月数 (万月)	11,609	11,360	248	135	92	22
	納付率(%)	63.9	65.2	33.6	37.0	34.9	19.4
平成20年度	納付対象月数 (万月)	17,522	16,822	700	355	238	107
	納付月数 (万月)	10,873	10,637	236	135	80	22
	納付率(%)	62.1	63.2	33.7	37.9	33.4	20.2
平成21年度	納付対象月数 (万月)	17,308	16,642	666	344	222	100
	納付月数 (万月)	10,381	10,145	236	138	76	22
	納付率(%)	60.0	61.0	35.4	39.9	34.2	22.4
平成22年度	納付対象月数 (万月)	16,679	16,065	614	332	197	85
	納付月数 (万月)	9,893	9,654	239	144	72	22
	納付率(%)	59.3	60.1	38.9	43.4	36.8	26.0

注 「定額保険料納付」とは、納付対象月数のうち一部免除（3/4免除、半額免除、1/4免除）以外のもの、すなわち、年度ごとに決められる定額保険料を全額納付すべき月数に係るものである。

## 2 現年度分納付率の変化に係る分析

### (1) 被保険者属性別の納付率の変化

平成22年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化を被保険者属性別にみると、次のとおり。

- 納付対象月数が全体の約7割を占める「この2年間引き続き納付対象となっている者」の平成22年度の納付率は61.2%と前年度に比べて0.4ポイント上昇している。
- 「21年度は申請全額免除者で、22年度に納付対象月がある者」の納付率は24.5%、「21年度は学生納付特例者等で、22年度に納付対象月がある者」の納付率は40.3%であり、全体と比べて低い。
- 新規資格取得者についてみると、「3号から1号になった者」以外の納付率は全体と比べて低い。

図6 被保険者属性別の納付率（現年度分）の変化

平成21年度の状況（納付率 60.0%）		平成22年度の状況（納付率 59.3%）			
1号資格喪失者	21年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 78.1% (納付対象月 414万月)	平成21年度のみ納付対象月がある者			
	その他平成21年度中に資格喪失した者（21年度中に2号に移行した者等） 納付率 58.1% (納付対象月 1,292万月)				
21年度は納付対象月があり、22年度は全額免除の者	申請全額免除者 納付率 24.0% (納付対象月 177万月)				
	学生納付特例者等 納付率 21.1% (納付対象月 228万月)				
両年度とも納付対象月がある者	この2年間引き続き納付対象となっている者（継続被保険者層） 納付率 60.8% (納付対象月 12,299万月)	両年度とも納付対象月がある者	この2年間引き続き納付対象となっている者（継続被保険者層） 納付率 61.2% (納付対象月 12,182万月)		
	22年度中に60歳に到達した者 納付率 77.3% (納付対象月 700万月)			22年度中に60歳に到達した者 納付率 79.3% (納付対象月 390万月)	
	その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 54.6% (納付対象月 2,198万月)			その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 57.9% (納付対象月 2,163万月)	
平成22年度のみ納付対象月がある者		平成22年度のみ納付対象月がある者	21年度は全額免除で、22年度は納付対象月がある者		
				申請全額免除者 納付率 24.5% (納付対象月 222万月)	申請全額免除者 納付率 24.5% (納付対象月 222万月)
				学生納付特例者等 納付率 40.3% (納付対象月 288万月)	学生納付特例者等 納付率 40.3% (納付対象月 288万月)
				20歳に到達した者（注） 納付率 43.8% (納付対象月 260万月)	20歳に到達した者（注） 納付率 43.8% (納付対象月 260万月)
新規資格取得者		新規資格取得者	2号から1号になった者等 納付率 58.5% (納付対象月 667万月)		
			3号から1号になった者 納付率 73.8% (納付対象月 204万月)		
			その他 納付率 17.9% (納付対象月 303万月)		

注 20歳に到達した者について、手帳送付者の納付率が22.5%（納付対象月 164万月）、それ以外の者の納付率は80.1%（納付対象月 96万月）となっている。

(2) 納付率の変化の影響度

平成22年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化 $\Delta 0.7$ （ $\Delta 0.67$ ）ポイントに対する被保険者属性別の影響度をみると、次のとおりとなっている。

- この2年間引き続き納付対象となっている者による影響・・・+0.30ポイント
- 21年度は申請全額免除者で、22年度に納付対象月がある者による影響  
・・・ $\Delta 0.47$ ポイント
- 21年度は学生納付特例者等で、22年度に納付対象月がある者による影響  
・・・ $\Delta 0.34$ ポイント

表7 納付率（現年度分）の変化に対する被保険者属性別影響

			納付対象月数の変化による影響度 ①	納付率の変化による影響度 ②	影響度 ①+②
合 計			$\Delta 1.42$	0.76	$\Delta 0.67$
平成21年度のみ納付対象月がある者	1号資格喪失者	21年度中に60歳に到達した者	$\Delta 0.43$	.	$\Delta 0.43$
		その他21年度中に資格喪失した者	0.14	.	0.14
	21年度は納付対象月があり、22年度は全額免除の者	申請全額免除者	0.37	.	0.37
		学生納付特例者等	0.51	.	0.51
両年度とも納付対象月がある者	この2年間引き続き納付対象となっている者		0.02	0.28	0.30
	22年度中に60歳に到達した者		$\Delta 0.30$	0.05	$\Delta 0.25$
	その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等）		$\Delta 0.01$	0.43	0.41
平成22年度のみ納付対象月がある者	21年度は全額免除で、22年度は納付対象月がある者	申請全額免除者	$\Delta 0.47$	.	$\Delta 0.47$
		学生納付特例者等	$\Delta 0.34$	.	$\Delta 0.34$
	新規資格取得者	20歳に到達した者	$\Delta 0.25$	.	$\Delta 0.25$
		2号から1号になった者等	$\Delta 0.06$	.	$\Delta 0.06$
		3号から1号になった者	0.17	.	0.17
		その他	$\Delta 0.77$	.	$\Delta 0.77$

注 「影響度」は、被保険者属性別に、当該属性の納付対象月数の変化及び当該属性における納付率の変化が、平成22年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度）の変化（ $\Delta 0.67$ ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。



### Ⅲ 地域別の保険料納付状況

#### (1) 都道府県別の保険料納付状況

- 平成22年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率が高かった上位3県は、昨年度同様、島根、新潟、福井となっている。反対に低かった下位3府県は、沖縄、大阪、福岡となっている。
- 前年度の納付率との変化に着目すると、納付率は岡山及び熊本では上昇し、それ以外の都道府県では低下している。
- 納付率の低下幅が大きかった下位3県は、香川、福島、秋田となっている。

表8 都道府県別納付率（現年度分）の変化

都道府県	平成21年度（現年度分）				平成22年度（現年度分）				納付率の変化		全国の納付率の変化に対する影響度	
	対象月数 （万月）	納付月数 （万月）	納付率 （%）	順位	対象月数 （万月）	納付月数 （万月）	納付率 （%）	順位	（%）	順位	（%）	順位
全 国	17,308	10,381	60.0		16,679	9,893	59.3		△ 0.7		△ 0.67	
北 海 道	697	410	58.8	35	666	388	58.2	34	△ 0.6	15	△ 0.02	41
青 森 県	203	118	57.8	39	190	108	56.7	40	△ 1.1	30	△ 0.01	25
岩 手 県	175	118	67.5	13	165	108	65.5	17	△ 2.0	43	△ 0.02	39
宮 城 県	330	193	58.4	36	314	179	56.9	39	△ 1.5	39	△ 0.03	42
秋 田 県	136	96	70.5	5	126	86	68.2	8	△ 2.3	45	△ 0.02	37
山 形 県	150	106	70.7	4	140	97	69.4	5	△ 1.3	33	△ 0.01	28
福 島 県	266	161	60.8	30	251	147	58.3	33	△ 2.5	46	△ 0.04	45
茨 城 県	466	267	57.2	42	447	253	56.6	41	△ 0.6	16	△ 0.02	32
栃 木 県	301	175	58.2	37	288	165	57.2	37	△ 1.0	28	△ 0.02	34
群 馬 県	301	192	63.8	21	284	179	62.9	21	△ 0.8	22	△ 0.02	31
埼 玉 県	1,074	609	56.7	43	1,045	590	56.5	42	△ 0.2	7	△ 0.01	26
千 葉 県	902	524	58.1	38	874	508	58.1	36	△ 0.0	3	△ 0.00	4
東 京 都	2,138	1,205	56.4	45	2,104	1,182	56.2	43	△ 0.2	8	△ 0.03	44
神 奈 川 県	1,245	741	59.5	32	1,227	723	58.9	32	△ 0.6	13	△ 0.04	46
新 潟 県	288	207	72.0	2	273	193	70.8	2	△ 1.2	32	△ 0.02	40
富 山 県	123	86	70.2	7	117	81	69.4	4	△ 0.8	21	△ 0.01	12
石 川 県	140	99	70.3	6	135	93	68.7	6	△ 1.6	41	△ 0.01	27
福 井 県	94	67	71.2	3	89	62	70.3	3	△ 1.0	27	△ 0.01	9
山 梨 県	123	83	67.2	14	118	77	65.8	14	△ 1.4	35	△ 0.01	22
長 野 県	276	191	69.2	8	263	181	68.6	7	△ 0.6	14	△ 0.01	23
岐 阜 県	284	196	69.0	9	273	185	67.9	9	△ 1.2	31	△ 0.02	36
静 岡 県	519	330	63.5	22	496	314	63.4	20	△ 0.1	5	△ 0.00	6
愛 知 県	993	622	62.6	26	959	597	62.3	24	△ 0.3	9	△ 0.02	33
三 重 県	240	160	66.7	16	230	151	65.7	15	△ 1.0	29	△ 0.01	30
滋 賀 県	168	112	66.6	17	161	106	65.8	13	△ 0.8	23	△ 0.01	19
京 都 府	336	207	61.5	29	323	197	61.0	29	△ 0.5	11	△ 0.01	21
大 阪 府	1,209	613	50.7	46	1,160	586	50.5	46	△ 0.1	6	△ 0.01	10
兵 庫 県	684	403	59.0	34	666	387	58.1	35	△ 0.9	24	△ 0.03	43
奈 良 県	185	117	63.5	23	178	112	62.9	22	△ 0.7	18	△ 0.01	14
和 歌 山 県	139	95	68.6	11	133	90	67.7	10	△ 0.9	26	△ 0.01	17
鳥 取 県	67	44	65.9	18	65	41	64.3	18	△ 1.6	40	△ 0.01	11
島 根 県	71	52	72.4	1	67	48	70.8	1	△ 1.5	38	△ 0.01	16
岡 山 県	213	131	61.6	28	203	126	62.0	26	0.4	1	0.00	1
広 島 県	336	215	64.1	19	323	205	63.6	19	△ 0.5	10	△ 0.01	20
山 口 県	156	105	67.1	15	149	98	65.5	16	△ 1.5	37	△ 0.01	29
徳 島 県	94	59	62.6	25	89	55	62.0	25	△ 0.7	19	△ 0.00	5
香 川 県	110	76	68.8	10	109	72	65.9	12	△ 2.9	47	△ 0.02	35
愛 媛 県	169	115	68.3	12	162	107	66.2	11	△ 2.1	44	△ 0.02	38
高 知 県	95	59	62.5	27	90	55	61.6	28	△ 0.9	25	△ 0.00	7
福 岡 県	589	337	57.3	41	573	320	55.8	45	△ 1.5	36	△ 0.05	47
佐 賀 県	107	68	63.9	20	102	64	62.6	23	△ 1.3	34	△ 0.01	18
長 崎 県	188	106	56.4	44	179	100	55.8	44	△ 0.6	12	△ 0.01	8
熊 本 県	253	152	60.3	31	234	142	60.5	30	0.1	2	0.00	2
大 分 県	121	77	63.3	24	116	71	61.6	27	△ 1.7	42	△ 0.01	24
宮 崎 県	148	88	59.3	33	138	82	59.2	31	△ 0.1	4	△ 0.00	3
鹿 児 島 県	197	114	57.6	40	186	106	57.0	38	△ 0.7	20	△ 0.01	13
沖 縄 県	208	80	38.4	47	200	76	37.8	47	△ 0.7	17	△ 0.01	15

注 「全国の納付率の変化に対する影響度」は、当該都道府県の納付対象月数の変化及び当該都道府県における納付率の変化が、全国の平成22年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化（△0.67ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

表9 都道府県別の保険料納付状況

都道府県	平成22年度分 (現年度分)		過年度分を加えた納付率及び前年度からの伸び							
			平成21年度分				平成20年度分			
	納付率 (%)	順位	納付率 (%)	順位	前年度からの伸び (ポイント)		納付率 (%)	順位	前年度からの伸び (ポイント)	
					伸び	順位			伸び	順位
全 国	59.3		63.2		3.3		66.8		1.8	
北海道	58.2	34	62.5	35	3.7	4	65.7	34	1.8	15
青森県	56.7	40	60.9	39	3.1	21	64.9	40	1.5	25
岩手県	65.5	17	70.9	11	3.4	15	76.4	8	1.4	32
宮城県	56.9	39	61.9	36	3.5	12	65.6	35	1.8	13
秋田県	68.2	8	73.1	5	2.6	41	77.9	4	1.0	47
山形県	69.4	5	73.7	4	3.0	24	77.9	3	1.4	33
福島県	58.3	33	64.0	30	3.2	19	69.6	26	1.3	37
茨城県	56.6	41	60.2	42	3.0	22	63.3	44	1.8	14
栃木県	57.2	37	61.1	38	2.9	26	65.2	38	1.7	17
群馬県	62.9	21	67.1	20	3.3	17	70.7	22	1.5	24
埼玉県	56.5	42	60.2	41	3.5	8	63.8	42	2.2	3
千葉県	58.1	36	61.7	37	3.5	9	64.5	41	2.1	6
東京都	56.2	43	60.0	43	3.6	5	63.5	43	2.4	1
神奈川県	58.9	32	62.6	34	3.1	20	65.5	36	2.2	5
新潟県	70.8	2	74.6	2	2.6	37	78.5	2	1.2	41
富山県	69.4	4	72.8	7	2.6	39	76.9	7	1.4	30
石川県	68.7	6	72.8	6	2.5	42	77.0	6	1.3	40
福井県	70.3	3	73.9	3	2.7	35	77.8	5	1.2	45
山梨県	65.8	14	69.8	15	2.6	40	74.4	14	1.2	43
長野県	68.6	7	72.8	8	3.5	7	75.8	9	1.6	18
岐阜県	67.9	9	71.1	9	2.0	47	74.2	16	1.1	46
静岡県	63.4	20	66.8	21	3.2	18	69.8	24	1.6	21
愛知県	62.3	24	65.2	27	2.7	36	68.3	30	1.4	34
三重県	65.7	15	69.0	17	2.2	44	72.7	18	1.5	23
滋賀県	65.8	13	69.2	16	2.5	43	73.0	17	1.5	26
京都府	61.0	29	65.0	29	3.5	11	68.4	29	2.1	7
大阪府	50.5	46	54.6	46	3.9	3	58.1	46	2.4	2
兵庫県	58.1	35	62.6	33	3.6	6	66.2	33	2.0	9
奈良県	62.9	22	66.3	23	2.7	32	70.0	23	1.7	16
和歌山県	67.7	10	70.7	13	2.1	45	74.5	13	1.4	36
鳥取県	64.3	18	68.7	18	2.8	28	74.6	11	1.5	27
島根県	70.8	1	75.4	1	3.0	25	79.8	1	1.3	38
岡山県	62.0	26	65.5	26	3.9	2	69.6	25	2.0	8
広島県	63.6	19	67.6	19	3.5	13	70.7	21	1.8	12
山口県	65.5	16	69.9	14	2.8	29	74.5	12	1.4	28
徳島県	62.0	25	66.1	24	3.4	16	69.0	27	1.6	20
香川県	65.9	12	70.9	12	2.1	46	75.3	10	1.3	39
愛媛県	66.2	11	71.0	10	2.7	31	74.3	15	1.2	44
高知県	61.6	28	65.2	28	2.7	33	68.8	28	1.4	29
福岡県	55.8	45	60.0	44	2.7	34	65.0	39	1.4	35
佐賀県	62.6	23	66.7	22	2.8	30	71.1	20	1.4	31
長崎県	55.8	44	59.4	45	3.0	23	62.6	45	1.9	10
熊本県	60.5	30	63.7	31	3.4	14	67.8	31	1.8	11
大分県	61.6	27	65.9	25	2.6	38	71.3	19	1.2	42
宮崎県	59.2	31	62.8	32	3.5	10	67.1	32	1.6	22
鹿児島県	57.0	38	60.5	40	2.9	27	65.4	37	1.6	19
沖縄県	37.8	47	42.5	47	4.1	1	46.4	47	2.2	4

(2) 市区町村規模別の保険料納付状況

- 平成22年度分保険料の納付状況を市区町村の規模別にみると、納付率は町村部が最も高く、政令指定都市及び特別区部で低い傾向が見られる。
- 市区町村の規模別に納付率の前年度末からの変化をみると、政令指定都市で0.6ポイント低下、特別区部で0.1ポイント低下、その他の市部で0.7ポイント低下、町村部で1.0ポイント低下し、全ての市区町村規模で低下している。

表10 市区町村の規模別納付率の変化

	平成21年度 (現年度分)			平成22年度 (現年度分)			平成21年度から 22年度の変化		
	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	対象月数 の変化率 (%)	納付月数 の変化率 (%)	納付率 の差 (ポイント)
全国合計	17,308	10,381	60.0	16,679	9,893	59.3	△ 3.6	△ 4.7	△ 0.7
政令指定都市	3,470	1,960	56.5	3,388	1,892	55.9	△ 2.4	△ 3.5	△ 0.6
東京23区	1,506	836	55.5	1,482	821	55.4	△ 1.6	△ 1.8	△ 0.1
その他の市	10,610	6,460	60.9	10,185	6,134	60.2	△ 4.0	△ 5.0	△ 0.7
町村	1,722	1,126	65.4	1,624	1,046	64.4	△ 5.7	△ 7.1	△ 1.0

(参考) 都道府県別全額免除割合の変化

(年度末現在、%)

	全額免除割合			(参考) 一部免除割合	
	平成21年度①	平成22年度②	差(②-①)	平成21年度	平成22年度
全 国	27.4	29.0	1.5	2.4	2.3
北 海 道	34.9	36.6	1.7	3.7	3.5
青 森 県	34.1	35.9	1.7	5.2	4.3
岩 手 県	29.2	30.3	1.0	5.1	3.8
宮 城 県	28.3	30.3	2.0	3.3	2.9
秋 田 県	31.4	33.4	2.0	5.3	4.1
山 形 県	27.1	28.6	1.5	3.7	3.3
福 島 県	29.2	30.6	1.4	4.0	3.0
茨 城 県	23.4	25.4	2.0	1.6	1.8
栃 木 県	23.5	25.1	1.6	2.2	1.9
群 馬 県	24.0	25.6	1.7	2.3	2.3
埼 玉 県	21.2	22.9	1.7	1.4	1.6
千 葉 県	20.8	22.7	1.8	1.2	1.3
東 京 都	20.2	21.4	1.2	1.2	1.2
神 奈 川 県	21.3	22.8	1.5	1.2	1.3
新 潟 県	27.0	28.6	1.6	3.0	2.5
富 山 県	24.2	24.7	0.6	1.7	1.5
石 川 県	27.1	28.1	1.0	2.6	2.0
福 井 県	26.4	26.6	0.2	2.9	2.4
山 梨 県	26.7	27.8	1.1	2.7	2.3
長 野 県	25.0	26.0	1.0	2.7	2.3
岐 阜 県	22.7	24.0	1.3	2.5	2.2
静 岡 県	21.3	22.9	1.5	1.9	1.7
愛 知 県	21.9	23.8	1.9	1.7	1.7
三 重 県	24.7	25.2	0.5	1.8	1.5
滋 賀 県	28.1	29.4	1.3	2.1	2.1
京 都 府	32.8	35.0	2.1	2.3	2.5
大 阪 府	31.5	33.7	2.1	2.6	2.6
兵 庫 県	32.2	33.0	0.8	2.8	2.6
奈 良 県	31.9	33.2	1.2	2.1	2.1
和 歌 山 県	33.8	35.5	1.7	3.0	2.7
鳥 取 県	34.3	34.9	0.6	3.7	3.1
島 根 県	32.1	33.2	1.1	3.4	2.8
岡 山 県	30.2	33.1	2.8	2.4	2.5
広 島 県	30.2	31.5	1.3	2.5	2.2
山 口 県	32.8	33.4	0.6	3.6	2.8
徳 島 県	35.3	36.9	1.5	2.6	2.5
香 川 県	30.3	30.8	0.5	2.4	1.9
愛 媛 県	37.1	37.3	0.1	3.3	2.3
高 知 県	36.4	37.9	1.6	2.7	2.5
福 岡 県	37.2	38.7	1.5	3.1	3.3
佐 賀 県	32.7	33.5	0.8	4.3	4.1
長 崎 県	33.7	36.0	2.4	3.7	3.5
熊 本 県	31.4	34.8	3.4	3.4	3.9
大 分 県	37.6	38.8	1.2	4.6	3.9
宮 崎 県	35.0	38.1	3.1	5.5	5.0
鹿 児 島 県	37.8	39.3	1.5	4.0	3.2
沖 縄 県	44.4	46.0	1.6	3.7	3.6

注1 全額免除割合(%) =  $\frac{\text{法定免除者数} + \text{申請全額免除者数} + \text{学生納付特例者数} + \text{若年者納付猶予者数}}{\text{第1号被保険者数} (\text{任意加入被保険者数を除く})} \times 100$

注2 一部免除割合(%) =  $\frac{\text{申請3/4免除者数} + \text{申請半額免除者数} + \text{申請1/4免除者数}}{\text{第1号被保険者数} (\text{任意加入被保険者数を除く})} \times 100$